明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境五）　二
○産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令（同六）　四
○特定新需要開拓事業活動計画の認定等に関する命令（同七）　五
○生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令（同八）　五
〔省　令〕
○産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（法務・経済産業二）　五
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・経済産業二）　六
○特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（文部科学・経済産業一）　六
○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（経済産業五五）　八
○投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則（同五六）　八
○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部を改正する省令（同五七）　八
○経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五八）　八
○エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令を廃止する省令（同五九）　八
○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（同六〇）　八
〔告　示〕
○技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境八）　八
○技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示（同九）　八
○産業競争力強化法第二十一条の二十八の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準の一部を改正する告示（同一〇）　八
○産業競争力強化法第四十六条の二の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（同一一）　八
○創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（総務・経済産業二）　八
○事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（財務・経済産業七）　八
○事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同八）　八
○特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（文部科学・経済産業三）　九
○特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針（経済産業一三二）　一〇
○半導体産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一三三）　一〇
○石油精製業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一三四）　一〇
○航空機産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一三五）　一〇
○金属産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一三六）　一〇
○自動車産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一三七）　一〇
○化学産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一三八）　一〇
○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（同一三九）　一一
○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（同一四〇）　一一
○産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（同一四一）　一一
○革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針の一部を改正する告示（同一四二）　一一

府令・省令

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第五号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第五条）	第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　削除	第二章　削除
第二章の二　事業適応の円滑化	第二章の二　事業適応の円滑化
第一節　事業適応計画（第十一条の二―第十一条の六）	第一節　事業適応計画（第十一条の二―第十一条の六）
第二節　特例措置（第十一条の七―第十一条の二十一）	第二節　特例措置（第十一条の七―第十一条の二十一）
第三章　事業再編の円滑化	第三章　事業再編の円滑化
第一節　事業再編計画（第十二条―第十六条）	第一節　事業再編計画（第十二条―第二十一条）
第二節　特別事業再編計画（第十七条―第二十一条の三）	［新設］
第三節　特例措置（第二十二条―第四十一条の二）	第二節　特例措置（第二十二条―第四十一条）
第四章　創業等の支援（第四十二条―第四十六条）	第四章　創業等の支援（第四十二条―第四十六条）
第五章　雑則（第四十七条―第五十二条）	第五章　雑則（第四十七条―第五十二条）
附則	附則
第一章　総則	**第一章　総則**
（経営の支配又は経営資源の取得に関する主務省令で定める要件）	［新設］
第五条　法第二条第十八項の主務省令で定める要件は、同項に規定する他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得（同項各号に掲げる措置（外国法人とするものを除く。）に限る。）の対価として当該他の事業者又は当該他の事業者の株主若しくは社員に対して交付する金銭その他の財産の価額が一億円以上であることとする。	
第二章　削除	**第二章　削除**
第六条から第十一条まで　削除	**第五条から第十一条まで　削除**
第二章の二　事業適応の円滑化	**第二章の二　事業適応の円滑化**
第一節　事業適応計画	**第一節　事業適応計画**
（事業適応計画の認定の申請）	（事業適応計画の認定の申請）
第十一条の二　法第二十一条の二十二第一項の規定により事業適応計画の認定を受けようとする事業者（次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第十八による認定申請書（以下この条において「認定申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。	**第十一条の二**　法第二十一条の十五第一項の規定により事業適応計画の認定を受けようとする事業者（次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第十八による認定申請書（以下この条において「認定申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。
2　［略］	2　［略］
3　主務大臣は、認定申請書及び前項の書類のほか、事業適応計画が法第二十一条の二十二第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。	3　主務大臣は、認定申請書及び前項の書類のほか、事業適応計画が法第二十一条の十五第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。
4　［略］	4　［略］
5　第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五第一項に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応に関する計画及び同条第二項に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は十年以上とする。	5　第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の二十八に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応に関する計画の実施期間は十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は十年以上とする。

（事業適応計画の認定）

第十一条の三　主務大臣は、法第二十一条の二十二第一項の規定により事業適応計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、同項の規定に基づき当該事業適応計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第十八の二による認定書を交付するものとする。

２・３　［略］

（認定事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等）

第十一条の四　法第二十一条の二十三第一項の規定により法第二十一条の二十二第一項の認定に係る事業適応計画の変更の認定を受けようとする認定事業適応事業者は、様式第十八の五による変更認定申請書（次項において「変更認定申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

２　［略］

３　第一項の変更の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五第一項に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応に関する計画及び同条第二項に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年以上とする。

（事業適応計画の認定）

第十一条の三　主務大臣は、法第二十一条の二十二第一項の規定により事業適応計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、同項の規定に基づき当該事業適応計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第十八の二による認定書を交付するものとする。

２・３　［略］

（認定事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等）

第十一条の四　法第二十一条の十六第一項の規定により法第二十一条の十五第一項の認定に係る事業適応計画の変更の認定を受けようとする認定事業適応事業者は、様式第十八の五による変更認定申請書（次項において「変更認定申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

２　［略］

３　第一項の変更の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の二十八に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応に関する計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年以上とする。

４　主務大臣は、第一項の変更の認定の申請を受けた場合において、速やかに法第二十一条の二十三第五項において準用する法第二十一条の二十二第四項の定めに照らしてその内容を審査し、同項の規定に基づき当該事業適応計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定事業適応事業者に様式第十八の六による変更の認定書を交付するものとする。

５・６　［略］

７　認定事業適応計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十一条の二十三第一項の変更の認定を要しないものとする。

（認定事業適応計画の変更の指示）

第十一条の五　主務大臣は、法第二十一条の二十三第三項の規定により認定事業適応計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八の九による変更指示の通知書を当該変更の指示を受ける認定事業適応事業者に交付するものとする。

（認定事業適応計画の認定の取消し）

第十一条の六　主務大臣は、法第二十一条の二十三第二項又は第三項の規定により認定事業適応計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八の十による認定取消通知書を当該認定が取り消される認定事業適応事業者に交付するものとする。

２　［略］

第二節　特例措置

（事業適応促進円滑化業務実施方針）

第十一条の七　法第二十一条の二十五第一項の事業適応促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　［略］

４　主務大臣は、第一項の変更の認定の申請を受けた場合において、速やかに法第二十一条の十六第五項において準用する法第二十一条の十五第四項の定めに照らしてその内容を審査し、同項の規定に基づき当該事業適応計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定事業適応事業者に様式第十八の六による変更の認定書を交付するものとする。

５・６　［略］

７　認定事業適応計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十一条の十六第一項の変更の認定を要しないものとする。

（認定事業適応計画の変更の指示）

第十一条の五　主務大臣は、法第二十一条の十六第三項の規定により認定事業適応計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八の九による変更指示の通知書を当該変更の指示を受ける認定事業適応事業者に交付するものとする。

（認定事業適応計画の認定の取消し）

第十一条の六　主務大臣は、法第二十一条の十六第二項又は第三項の規定により認定事業適応計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八の十による認定取消し通知書を当該認定が取り消される認定事業適応事業者に交付するものとする。

２　［略］

第二節　特例措置

（事業適応促進円滑化業務実施方針）

第十一条の七　法第二十一条の十八第一項の事業適応促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　［略］

二　事業適応促進円滑化業務に関する次に掲げる事項
イ　法第二十一条の二十四第一項第一号に掲げる業務に関する事項
(1)～(7)　［略］
ロ　法第二十一条の二十四第一項第二号に掲げる業務に関する事項
(1)～(4)　［略］
三・四　［略］
（指定金融機関に係る指定の申請等）
第十一条の八　法第二十一条の二十六第一項の規定により指定を受けようとする者（第五号において「指定申請者」という。）は、様式第十八の十二による指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。
一～三　［略］
四　法第二十一条の二十六第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面
五　指定申請者が法第二十一条の二十六第四項各号に該当しない旨を誓約する書面
六　役員が法第二十一条の二十六第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面
2　主務大臣は、法第二十一条の二十六第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。
（業務規程の記載事項）
第十一条の九　法第二十一条の二十六第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～七　［略］
（法第二十一条の二十六第四項第三号イの主務省令で定める者）
第十一条の十　法第二十一条の二十六第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
（指定金融機関の商号等の変更の届出）
第十一条の十一　法第二十一条の二十七第二項の規定による届出は、様式第十八の十三による変更届出書により行わなければならない。
（業務規程の変更の申請等）
第十一条の十二　指定金融機関は、法第二十一条の二十八第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十八の十四による変更認可申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。
一～三　［略］
（協定に定める事項）
第十一条の十三　法第二十一条の二十九第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～四　［略］
（帳簿の記載）
第十一条の十四　法第二十一条の三十の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～三　［略］
2・3　［略］
（業務の休廃止の届出）
第十一条の十五　指定金融機関は、法第二十一条の三十二第一項の規定により事業適応促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十八の十五による休廃止届出書に次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。
一・二　［略］
（事業適応計画に係る申請等の方法）
第十一条の十六　法第二十一条の二十六第二項、第二十一条の二十七第二項、第二十一条の二十八第一項及び第二十一条の三十二第一項並びに第十一条の八、第十一条の十一、第十一条の十二及び前条の規定による

二　事業適応促進円滑化業務に関する次に掲げる事項
イ　法第二十一条の十七第一項第一号に掲げる業務に関する事項
(1)～(7)　［略］
ロ　法第二十一条の十七第一項第二号に掲げる業務に関する事項
(1)～(4)　［略］
三・四　［略］
（指定金融機関に係る指定の申請等）
第十一条の八　法第二十一条の十九第二項の規定により指定を受けようとする者（第五号において「指定申請者」という。）は、様式第十八の十二による指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。
一～三　［略］
四　法第二十一条の十九第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面
五　指定申請者が法第二十一条の十九第四項各号に該当しない旨を誓約する書面
六　役員が法第二十一条の十九第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面
2　主務大臣は、法第二十一条の十九第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。
（業務規程の記載事項）
第十一条の九　法第二十一条の十九第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～七　［略］
（法第二十一条の十九第四項第三号イの主務省令で定める者）
第十一条の十　法第二十一条の十九第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
（指定金融機関の商号等の変更の届出）
第十一条の十一　法第二十一条の二十七第二項の規定による届出は、様式第十八の十三による変更届出書により行わなければならない。
（業務規程の変更の申請等）
第十一条の十二　指定金融機関は、法第二十一条の二十八第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十八の十四による変更認可申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。
一～三　［略］
（協定に定める事項）
第十一条の十三　法第二十一条の二十九第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～四　［略］
（帳簿の記載）
第十一条の十四　法第二十一条の三十の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～三　［略］
2・3　［略］
（業務の休廃止の届出）
第十一条の十五　指定金融機関は、法第二十一条の三十二第一項の規定により事業適応促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十八の十五による休廃止届出書に次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。
一・二　［略］
（事業適応計画に係る申請等の方法）
第十一条の十六　法第二十一条の十九第二項、第二十一条の二十第二項、第二十一条の二十一第一項及び第二十一条の二十五第一項並びに第十一条の八、第十一条の十一、第十一条の十二及び前条の規定による主務

主務大臣に対する指定申請書、変更届出書、変更認可申請書、休廃止届出書その他の書類の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

（情報技術事業適応に係る課税の特例）

第十一条の十九　法第二十一条の三十五第一項の主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者は、第十一条の二第一項の規定による認定申請書の提出又は第十一条の四第一項の規定による変更認定申請書の提出と併せて、様式第十八の十七による確認申請書（以下この条において「確認申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

2　主務大臣は、確認申請書のほか、当該事業適応計画に係る情報技術事業適応が産業競争力強化法第二十一条の三十五第一項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（令和三年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第八号。次項及び第四十八条第一項において「情報技術事業適応特例基準」という。）に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　［略］

第三章　事業再編の円滑化

第一節　事業再編計画

（事業再編計画の認定の申請）

第十二条　法第二十三条第一項の規定により事業再編計画の認定を受けようとする事業者（次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第十九による申請書（以下この条及び次条において「申請書」という。）及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2・3　［略］

主務大臣に対する指定申請書、変更届出書、変更認可申請書、休廃止届出書その他の書類の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

（情報技術事業適応に係る課税の特例）

第十一条の十九　法第二十一条の二十八の主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者は、第十一条の二第一項の規定による認定申請書の提出又は第十一条の四第一項の規定による変更認定申請書の提出と併せて、様式第十八の十七による確認申請書（次項及び第三項において「確認申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

2　主務大臣は、確認申請書のほか、当該事業適応計画に係る情報技術事業適応が産業競争力強化法第二十一条の二十八の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（令和三年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第八号。次項及び第四十八条第一項において「情報技術事業適応特例基準」という。）に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　［略］

第三章　事業再編の円滑化

第一節　事業再編計画

（事業再編計画の認定の申請）

第十二条　法第二十三条第一項の規定により事業再編計画の認定を受けようとする事業者（次条第一項において「申請者」という。）は、様式第十九による申請書（以下この条及び次条において「申請書」という。）及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2・3　［略］

4　事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十四条第三項並びに第四十八条第二項及び第四項において「事業再編に係る資金計画」という。）を含む事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、第二項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業再編に係る資金計画に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第十七条第三項第一号及び第四十八条第四項において同じ。）又は監査法人の報告書

二～五　［略］

六　当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第四十八条第二項において「事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。第十七条第三項第六号において同じ。）による調査報告書

5　［略］

［削る］

第二節　特別事業再編計画

（特別事業再編計画の認定の申請）

第十七条　法第二十四条の二第一項の規定により特別事業再編計画の認定を受けようとする事業者（次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第二十八による申請書（以下この条及び次条において「申請書」という。）及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2　申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　当該事業者（特別事業再編計画に現に事業を営んでいる特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、関係事業者又は外国関係法人が当該事業者の特別事業再編のために行う措置に関する計画

4　事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十四条第三項並びに第四十八条第二項及び第四項において「事業再編に係る資金計画」という。）を含む事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、第二項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業再編に係る資金計画に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十八条第四項において同じ。）又は監査法人の報告書

二～五　［略］

六　当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第四十八条第二項において「事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

5　［略］

第十七条から第二十一条まで　削除

［新設］

が含まれる場合には、当該特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、当該関係事業者又は当該外国関係法人を含む。以下この号、次号及び第十号において同じ。）の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二　当該事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三　当該特別事業再編計画を実施することにより、生産性が相当程度向上することを示す書類

四　当該特別事業再編計画を実施することにより、新たな需要を相当程度開拓することを示す書類

五　当該特別事業再編計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類

六　当該特別事業再編のための措置（法第二条第十八項各号に掲げる措置に限る。）に係る合意を証する書類

七　当該事業者の他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得（第五条に定める要件を満たすものに限る。）の実績を有することを証する書類

八　当該特別事業再編計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

九　当該特別事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものではないことを証する書類

十　当該事業者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ　暴力団員等

ロ　法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

3　特別事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十九条第三項第三号並びに第四十八条第二項及び第四項において「特別事業再編に係る資金計画」という。）を含む特別事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　特別事業再編に係る資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書

二　特別事業再編債権者（特別事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいう。以下この項及び第四十八条第二項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類

三　個々の特別事業再編債権者の債権放棄額及び特別事業再編債権者間の債権放棄割合に関して記載した書類

四　特別事業再編債権者との間に当該債権放棄に係る明確な合意があることを証する書類

五　減資その他の株主責任の明確化のための方策を実施することを示す書類

六　当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第四十八条第二項において「特別事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家による調査報告書

4　第一項の認定の申請に係る特別事業再編計画の実施期間は、五年を超えないものとする。

（特別事業再編計画の認定）

第十八条　主務大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により特別事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第六項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特別事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以

［新設］

内（法第二十五条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第24条の２第１項の趣旨に基づき同法第２条第18項に規定する特別事業再編を実施する者として認定する。」

２　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十九による通知書を当該申請者に交付するものとする。

３　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三十により、当該認定の日付、当該認定特別事業再編事業者の名称及び当該認定特別事業再編計画の内容を公表するものとする。

（認定特別事業再編計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十九条　認定特別事業再編計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十四条の三第一項の変更の認定を要しないものとする。

２　法第二十四条の三第一項の規定に基づき特別事業再編計画の変更の認定を受けようとする認定特別事業再編事業者は、様式第三十一による申請書（以下この条において「申請書」という。）及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

３　申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　認定特別事業再編計画の写し

二　変更後の特別事業再編計画が新たに特別事業再編のための措置を含むものである場合には、当該特別事業再編のための措置（法第二条第十八項各号に掲げる措置に限る。）に係る合意を証する書類

三　変更後の特別事業再編計画が新たに特別事業再編に係る資金計画を含むものである場合には、第十七条第三項各号に掲げる書類

［新設］

４　第二項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定特別事業再編計画に従って特別事業再編を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。

５　主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十四条の三第五項において準用する法第二十四条の二第六項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特別事業再編計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十五条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これを認定書として当該認定特別事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第24条の３第１項の規定に基づき認定する。」

６　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による通知書を当該認定特別事業再編事業者に交付するものとする。

７　主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第三十三により、当該認定の日付、当該認定特別事業再編事業者の名称及び当該認定特別事業再編計画の内容を公表するものとする。

（認定特別事業再編計画の変更の指示）

第二十条　主務大臣は、法第二十四条の三第三項の規定により認定特別事業再編計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十四による通知書を当該変更の指示を受ける認定特別事業再編事業者に交付するものとする。

［新設］

（認定特別事業再編計画の認定の取消し）

第二十一条　主務大臣は、法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により認定特別事業再編計画の認定を取り消すときは、その

［新設］

旨及びその理由を記載した様式第三十五による通知書を当該認定が取り消される認定特別事業再編事業者に交付するものとする。

2　主務大臣は、認定特別事業再編計画の認定を取り消したときは、様式第三十六により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された事業者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（特別事業再編の報告）

第二十一条の二　認定特別事業再編事業者は、認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置（法第二条第十八項第六号に掲げる措置に限る。）を行ったときは、遅滞なく、様式第三十六の二による報告書に、次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

［新設］

一　当該特別事業再編のための措置に係る契約書の写し

二　その他主務大臣が必要と認める書類

2　主務大臣は、前項の規定による報告に係る措置が、認定特別事業再編計画に従って実施されたことを確認したときは、当該認定特別事業再編事業者に対して様式第三十六の三による確認書を交付するものとする。

（特別事業再編に係る確認）

第二十一条の三　認定特別事業再編事業者は、認定特別事業再編計画に従って実施される特別事業再編のために行う措置（法第二条第十八項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。）として取得し、若しくは譲り受けた他の事業者の株式若しくは持分又は法第二十四条の二第一項の認定の申請の日前五年以内に法第二条第十八項第三号、第四号若しくは第六号に掲げる措置により取得し、若しくは譲り受けた他の事業者（事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）に従って当該特別事業再編のための措置を行う者に限る。）の株式若しくは持分を当該取得又は当該譲受けの日以後引き続き有していることについて、主務大臣の確認を受けることができる。

［新設］

2　前項の確認を受けようとする認定特別事業再編事業者は、様式第三十六の四による確認申請書（次項及び第四項において「確認申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

3　主務大臣は、確認申請書のほか、第一項の確認をするために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4　主務大臣は、第二項の規定により確認申請書の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、第一項の確認をしたときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定特別事業再編事業者に様式第三十六の五による確認書を交付するものとする。

第三節　特例措置

（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例に係る認定の申請）

第二十二条　法第二十八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号若しくは第十四条第三項又は第十七条第二項各号若しくは第十九条第三項各号の書類に加え、法第二十八条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる行為又は同条第五項の株式等売渡請求に係る対価の相当性に関する事項を記載した書類を添付しなければならない。

2　主務大臣は、認定計画に法第二十八条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる行為又は同条第五項の株式等売渡請求に関する内容が含まれている場合には、前項の書類を公表するものとする。

第二節　特例措置

（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例に係る認定の申請）

第二十二条　法第二十八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号又は第十四条第三項の書類に加え、法第二十八条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる行為又は同条第五項の株式等売渡請求に係る対価の相当性に関する事項を記載した書類を添付しなければならない。

2　主務大臣は、認定事業再編計画に法第二十八条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる行為又は同条第五項の株式等売渡請求に関する内容が含まれている場合には、前項の書類を公表するものとする。

（株式の併合に関する特例に係る認定の申請）

第二十四条　法第二十九条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号若しくは第十四条第三項又は第十七条第二項各号若しくは第十九条第三項各号の書類に加え、資本金、資本準備金又は利益準備金（第一号及び第五十条第二号において「資本金等」という。）の額の減少と同時に行う株式の併合が法第二十九条第一項各号のいずれにも該当することを示す書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　［略］

（会社が発行済株式の全部を有する株式会社に準ずるものとして主務省令で定める法人）

第二十五条　法第三十条第一項の主務省令で定める法人は、次のいずれかに掲げるものとする。

一　法第三十条第一項の認定事業者である株式会社がその持分の全部を有する法人（株式会社を除く。）又は外国法人

二　法第三十条第一項の認定事業者である株式会社及び特定完全子法人（当該認定事業者である株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社並びに前号に掲げる法人及び外国法人をいう。以下この号及び次項において同じ。）又は特定完全子法人がその持分の全部を有する法人又は外国法人

2　［略］

（募集事項の通知等を要しない場合）

第二十六条　法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第二百一条第五項に規定する法第百四十七条第二項に規定する主務省令で定める場合は、認定事業者である株式会社が会社法第二百一条第三項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当するものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

一～五　［略］

（資本金の額）

第二十七条　法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十五条第一項に規定する主務省令で定める額（以下この項において「資本金等増加限度額」という。）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合（法第三十条第一項の規定により発行する株式の数を同項の規定により発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）を乗じて得た額から第三号に掲げる額を減じて得た額（その額が零未満である場合にあっては、零）とする。

一　［略］

二　会社法第百九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、当該認定事業者である株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額

三　［略］

2～5　［略］

（純資産の額）

第二十九条　法第三十条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第二項第二号に規定する法第百四十七条第二項に規定する主務省令で定める方法は、算定基準日（法第三十条第一項に規定する株式の発行又は自己株式の処分に係る募集事項

（株式の併合に関する特例に係る認定の申請）

第二十四条　法第二十九条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号又は第十四条第三項の書類に加え、資本金、資本準備金又は利益準備金（第一号及び第五十条第二号において「資本金等」という。）の額の減少と同時に行う株式の併合が法第二十九条第一項各号のいずれにも該当することを示す書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　［略］

（会社が発行済株式の全部を有する株式会社に準ずるものとして主務省令で定める法人）

第二十五条　法第三十条第一項の主務省令で定めるものとする。

一　法第三十条第一項の認定事業再編事業者である株式会社がその持分の全部を有する法人（株式会社を除く。）又は外国法人

二　法第三十条第一項の認定事業再編事業者である株式会社及び特定完全子法人（当該認定事業再編事業者である株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社並びに前号に掲げる法人及び外国法人をいう。以下この号及び次項において同じ。）又は特定完全子法人がその持分の全部を有する法人又は外国法人

2　［略］

（募集事項の通知等を要しない場合）

第二十六条　法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第二百一条第五項に規定する法第百四十七条第二項に規定する主務省令で定める場合は、認定事業再編事業者である株式会社が会社法第二百一条第三項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当するものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

一～五　［略］

（資本金の額）

第二十七条　法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十五条第一項に規定する主務省令で定める額（以下この項において「資本金等増加限度額」という。）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合（法第三十条第一項の規定により発行する株式の数を同項の規定により発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）を乗じて得た額から第三号に掲げる額を減じて得た額（その額が零未満である場合にあっては、零）とする。

一　［略］

二　会社法第百九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、当該認定事業再編事業者である株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額

三　［略］

2～5　［略］

（純資産の額）

第二十九条　法第三十条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第二項第二号に規定する法第百四十七条第二項に規定する主務省令で定める方法は、算定基準日（法第三十条第一項に規定する株式の発行又は自己株式の処分に係る募集事項

（会社法第百九十九条第二項に規定する募集事項をいう。）を決定した日をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（その額が五百万円未満である場合にあっては、五百万円）をもって認定事業者である株式会社の純資産額とする方法とする。

一～四　［略］

五　最終事業年度（会社法第四百六十一条第二項第二号の場合にあっては、同法第四百四十一条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある場合にあっては、その末日が最も遅いもの）の末日（最終事業年度がない場合にあっては、認定事業者である株式会社の成立の日）における評価・換算差額等に係る額

六・七　［略］

（株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例に係る認定の申請）

第三十一条　法第三十条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号若しくは第十四条第三項各号若しくは第十七条第二項各号若しくは第十九条第三項各号の書類に加え、特定株式等取得（法第三十条第一項の規定により発行する株式又は処分する自己株式を対価とする譲渡による特定株式等の取得をいう。以下同じ。）の対価の相当性に関する次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一～四　［略］

2　主務大臣は、認定計画に法第三十条第一項の株式の発行又は自己株式の処分に関する内容が含まれている場合には、前項の書類を公表するものとする。

（会社法第百九十九条第二項に規定する募集事項をいう。）を決定した日をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（その額が五百万円未満である場合にあっては、五百万円）をもって認定事業再編事業者である株式会社の純資産額とする方法とする。

一～四　［略］

五　最終事業年度（会社法第四百六十一条第二項第二号の場合にあっては、同法第四百四十一条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある場合にあっては、その末日が最も遅いもの）の末日（最終事業年度がない場合にあっては、認定事業再編事業者である株式会社の成立の日）における評価・換算差額等に係る額

六・七　［略］

（株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例に係る認定の申請）

第三十一条　法第三十条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号又は第十四条第三項各号若しくは第十九条第三項各号の書類に加え、特定剰余金配当をする日の属する事業年度（その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る計算書類（会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類をいう。）につき承認を受けた時において、会社法第四百六十一条第二項第三号、第四号及び第六号に掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えないことが見込まれることを記載した書面を添付しなければならない。

一～四　［略］

2　主務大臣は、認定事業再編計画に法第三十条第一項の株式の発行又は自己株式の処分に関する内容が含まれている場合には、前項の書類を公表するものとする。

（剰余金の配当に関する特例に係る認定の申請）

第三十一条の二　法第三十一条第一項の規定による会社法第四百六十五条第一項の規定の適用についての特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号若しくは第十四条第三項又は第十七条第二項各号若しくは第十九条第三項各号の書類に加え、特定剰余金配当をする日の属する事業年度（その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る計算書類（会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類をいう。）につき承認を受けた時において、会社法第四百六十一条第二項第三号、第四号及び第六号に掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えないことが見込まれることを記載した書面を添付しなければならない。

（特定中堅企業者に関する主務省令で定める要件）

第三十一条の三　法第三十四条の二第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　次のイ又はロに掲げる会社以外のものであること。

イ　その発行済株式（その有する自己の株式を除く。ロにおいて同じ。）の総数の二分の一を超える株式が同一の大企業者（常時使用する従業員の数が二千人を超える会社及び個人をいう。以下この号において同じ。）及び当該大企業者と特殊の関係のある会社（次の(1)から(3)までに掲げる会社をいう。ロにおいて同じ。）の所有に属している会社

(1)　当該大企業者が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出

［新設］

（剰余金の配当に関する特例に係る認定の申請）

第三十一条の二　法第三十一条第一項の規定による会社法第四百六十五条第一項の規定の適用についての特例措置を受けることができる事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号又は第十四条第三項の書類に加え、特定剰余金配当をする日の属する事業年度（その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る計算書類（会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類をいう。）につき承認を受けた時において、会社法第四百六十一条第二項第三号、第四号及び第六号に掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えないことが見込まれることを記載した書面を添付しなければならない。

資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。(2)及び(3)において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2)　当該大企業者及び(1)に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(3)　当該大企業者並びに(1)及び(2)に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ロ　イに掲げるもののほか、その発行済株式の総数の三分の二以上が大企業者及び当該大企業者と特殊の関係のある会社の所有に属している会社

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むもの以外のもの

三　次のいずれにも該当しないもの

イ　暴力団員等

ロ　会社でその役員のうちに暴力団員等があるもの

ハ　暴力団員等がその事業活動を支配するもの

四　直前の事業年度において、常時使用する従業員（当該事業年度の期間内の各月分の給与等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この号において同じ。）の支給を受けたものに限る。以下この号において同じ。）に対する給与等の支給額を当該常時使用する従業員の数で除した額（当該事業年度が一年でない場合にあっては、当該額を一年当たりの額に換算した額）が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するもの

イ　製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。以下この条において同じ。）　五百四十二万円以上

ロ　卸売業に属する事業を主たる事業として営む場合　五百六十万円以上

ハ　サービス業に属する事業を主たる事業として営む場合　五百二十四万円以上

ニ　小売業に属する事業を主たる事業として営む場合　三百七十二万円以上

五　常時使用する従業員の数の年平均成長率（直前の事業年度の常時使用する従業員の数の当該事業年度の三事業年度前の常時使用する従業員の数に対する割合を三乗根して得た割合から一を減じた値をいう。）が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するもの

イ　製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の七以上

ロ　卸売業に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の五以上

ハ　サービス業に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の十一以上

ニ　小売業に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の十以上

六　直前の三事業年度のいずれかの事業年度において次のいずれかの要件に該当するもの

イ　事業の用に供する有形固定資産の取得価額の売上高の額に対する割合が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合以上であること。

(1)　製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の三十九

(2)　卸売業に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の六
(3)　サービス業に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の五十四
(4)　小売業に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の二十四
ロ　事業の用に供する無形固定資産の取得価額の売上高の額に対する割合が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合以上であること。
(1)　製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の三
(2)　卸売業に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の一
(3)　サービス業に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の五
(4)　小売業に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の二
ハ　研究開発費の額の売上高の額に対する割合が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合以上であること。
(1)　製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の二十三
(2)　卸売業に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の一
(3)　サービス業に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の四
(4)　小売業に属する事業を主たる事業として営む場合　千分の一
ニ　教育訓練費（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第六号又は第四十二条の十二の五第五項第七号に規定する教育訓練費をいう。）の額の売上高の額に対する割合が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合以上であること。
(1)　製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む場合　一万分の五
(2)　卸売業に属する事業を主たる事業として営む場合　一万分の一
(3)　サービス業に属する事業を主たる事業として営む場合　一万分の四
(4)　小売業に属する事業を主たる事業として営む場合　一万分の三

（指定金融機関に係る指定の申請等）

第三十三条　法第三十七条第一項の規定により指定を受けようとする者（第五号において「指定申請者」という。）は、様式第三十七による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一～六　［略］

2　［略］

（特別事業再編に係る課税の特例）

第四十一条の二　法第四十六条の二の主務大臣の確認を受けようとする認定特別事業再編事業者は、第十七条第一項の規定による認定申請書の提出又は第十九条第二項の規定による変更認定申請書の提出と併せて、様式第四十の二による確認申請書（次項及び第三項において「確認申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

2　主務大臣は、確認申請書のほか、当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が産業競争力強化法第四十六条の二の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（令和六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第十一号。次項において「特別事業再編特例基準」という。）に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（指定金融機関に係る指定の申請等）

第三十三条　法第三十七条第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第三十七による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一～六　［略］

2　［略］

［新設］

３　主務大臣は、第一項の規定による確認申請書の提出を受けた場合において、速やかに特別事業再編特例基準に照らしてその内容を審査し、当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が特別事業再編特例基準に適合するものであることを確認したときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定特別事業再編事業者に様式第四十の三による確認書を交付するものとする。

第四章　創業等の支援

（創業支援等事業計画の認定の申請）

第四十二条　法第百二十七条第一項の規定により創業支援等事業計画の認定を受けようとする市町村は、様式第四十一による申請書（以下この条及び次条において「申請書」という。）を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

２　市町村が実施する創業支援等事業と連携して一般社団法人又は一般財団法人（以下この項において「一般社団法人等」という。）が実施する創業支援等事業がある場合には、申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　［略］

３　［略］

（創業支援等事業計画の認定）

第四十三条　主務大臣は、法第百二十七条第一項の規定により創業支援等事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該創業支援等事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該市町村に様式第四十一の二による認定書を交付するものとする。

［削る］

２　［略］

（認定創業支援等事業計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四十四条　法第百二十八条第一項の規定により創業支援等事業計画の変更の認定を受けようとする認定市町村は、様式第四十三による申請書（以下この条において「申請書」という。）を経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

２　申請書の提出は、認定創業支援等事業計画の写しを添付して行わなければならない。

３　主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る創業支援等事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第百二十七条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該創業支援等事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該市町村に様式第四十三の二による認定書を交付するものとする。

［削る］

４　［略］

第五章　雑則

（実施状況の報告）

第四十八条　認定事業適応事業者、認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者は、認定事業適応計画、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、認定事業適応事業者については様式第四十七により、認定事業再編事業者については様式第四十八により、認定特別事業再編事業者については様式第四十八の二により、主務大臣に報告をしなければならない。ただし、法第二十一条の三十五第一項に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応を行う認定事業適応事業者にあっては、その認

第四章　創業等の支援

（創業支援等事業計画の認定の申請）

第四十二条　法第百二十七条第一項の規定により創業支援等事業計画の認定を受けようとする市町村は、様式第四十一による申請書（以下この条及び次条において「申請書」という。）及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

２　市町村が実施する創業支援等事業と連携して一般社団法人又は一般財団法人（以下この項において「一般社団法人等」という。）が実施する創業支援等事業がある場合には、申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　［略］

３　［略］

（創業支援等事業計画の認定）

第四十三条　主務大臣は、法第百二十七条第一項の規定により創業支援等事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該創業支援等事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該市町村に様式第四十一の二による認定書を交付するものとする。

「産業競争力強化法第127条第１項の規定に基づき認定する。」

２　［略］

（認定創業支援等事業計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四十四条　法第百二十八条第一項の規定により創業支援等事業計画の変更の認定を受けようとする認定市町村は、様式第四十三による申請書（以下この条において「申請書」という。）及びその写し各一通を経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

２　申請書及びその写しの提出は、認定創業支援等事業計画の写しを添付して行わなければならない。

３　主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る創業支援等事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第百二十七条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該創業支援等事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定市町村に交付するものとする。

「産業競争力強化法第128条第１項の規定に基づき認定する。」

４　［略］

第五章　雑則

（実施状況の報告）

第四十八条　認定事業適応事業者又は認定事業再編事業者は、認定事業適応計画又は認定事業再編計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、認定事業適応事業者については様式第四十七により、認定事業再編事業者については様式第四十八により、主務大臣に報告をしなければならない。ただし、法第二十一条の二十八に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応を行う認定事業適応事業者にあっては、その認定事業適応計画に係る情報技術事業適応設備等（情報技術事業適応の用に供するために新設又は増設をするソフトウェア及

定事業適応計画に係る情報技術事業適応設備等（情報技術事業適応の用に供するために新設又は増設をするソフトウェア及び当該情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェア（その利用に係る費用で繰延資産となるものを支出するものに限る。）並びにこれらのソフトウェアとともに当該情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品をいう。）のうち情報技術事業適応特例基準に規定する要件に該当するものの全部を取得し、又は製作して、これを国内にある当該認定事業適応事業者の事業の用に供し、情報技術事業適応特例基準に規定する具体的な指標を達成したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。

2　資金計画認定事業者（事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画又は特別事業再編に係る資金計画を含む特別事業再編計画の認定を受けた者をいう。次項及び次条各号において同じ。）は、当該資金計画に係る債権放棄について事業再編債権者又は特別事業再編債権者との間で合意した日（以下この項において「債権放棄合意日」という。）以後一月以内の一定の日における財産目録、貸借対照表及び当該一定の日を含む事業年度開始の日から当該一定の日までの損益計算書（事業再編に関連する再建計画又は特別事業再編に関連する再建計画の決定に伴い、一般に公正妥当と認められる会計処理に従って必要とされる評価損の計上その他適切な会計処理を反映したものに限る。）を、当該債権放棄合意日以後四月以内に主務大臣に提出しなければならない。

3　資金計画認定事業者は、認定計画の実施期間中の各事業年度の四半期ごとの実施状況について、速やかに、主務大臣に様式第四十九により報告をしなければならない。

4　第一項の規定による報告には、貸借対照表及び損益計算書（事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画又は特別事業再編計画に係る資金計画を含む特別事業再編計画の報告にあっては、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けているものに限る。）を添付しなければならない。

5　認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者は、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、主務大臣に様式第五十により報告をしなければならない。

一　当該認定事業再編事業者又は当該認定特別事業再編事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。

二・三　［略］

6　主務大臣は、第一項の規定による報告を受けたときは、様式第五十の二により、当該報告書に係る認定事業適応計画の実施状況の概要を、様式第五十の三により、当該報告に係る認定事業再編計画の実施状況の概要を、又は様式第五十の四により、当該報告に係る認定特別事業再編計画の実施状況の概要を公表するものとする。

（四半期ごとの実施状況の報告事項）

第四十九条　前条第三項の各事業年度の四半期ごとの実施状況の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　資金計画認定事業者の売上の推移を示す書類

二　資金計画認定事業者の有利子負債の残高の推移を示す書類

（会社法又は民法の特例に関する報告事項）

第五十条　認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、第四十八条第一項の報告に、当該各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一～五　［略］

（課税の特例等に関する報告事項）

第五十一条　租税特別措置法第十条の五の六第一項、第三項、第七項若しくは第八項又は第四十二条の十二の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

2　［略］

3　租税特別措置法第四十二条の十二の七第七項、第八項、第十項又は第十一項の法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けることによる法人税額の控除額についても報告しなければならない。

4　租税特別措置法第五十六条の法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定特別事業再編事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けることによる所得の金額の計算上損金の額に算入する額についても報告しなければならない。

5　租税特別措置法第八十条第一項又は第二項の登録免許税に係る課税の特例措置を受けた認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に、次の各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一～三　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（課税の特例等に関する報告事項）

第五十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の六第一項、第三項、第七項若しくは第八項又は第四十二条の十二の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

2　［略］

［新設］

3　租税特別措置法第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例措置を受けた認定事業再編事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に、次の各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一～三　［略］

様式第十八の二から様式第十八の十五まで、様式第十八の十七及び様式第十八の十八を次のように改める。

様式第十八の二（第11条の３第１項関係）

事業適応計画の認定書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで申請のあった事業適応計画について、産業競争力強化法第21条の22第４項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであると認め、その認定をします。

記

１．認定をした年月日
２．申請者の名称及び代表者の氏名
３．申請者の住所
４．事業適応計画の概要

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった認定申請書及び別紙の写しを添付する。

様式第十八の三（第11条の３第２項関係）

事業適応計画の不認定通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで申請のあった事業適応計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
法第21条の22第４項各号に掲げる事項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十八の四（第11条の３第３項関係）

認定事業適応計画の内容の公表

１．認定の日付
２．認定事業適応事業者の名称
３．認定事業適応計画の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
認定事業適応事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十八の五（第11条の４第１項関係）

認定事業適応計画の変更認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた事業適応計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第21条の23第１項の規定に基づき申請します。

記

１．変更事項

２．変更事項の内容

変更前	変更後

（備考）
１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
２．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
４．第11条の４第２項の書類を添付する。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第十八の六（第11条の４第４項関係）

事業適応計画の変更の認定書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで申請のあった事業適応計画の変更について、産業競争力強化法第21条の23第５項において準用する同法第21条の22第４項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであると認め、その認定をします。

記

１．変更認定をした年月日
２．変更後の申請者の名称及び代表者の氏名
３．変更後の申請者の住所
４．変更後の事業適応計画の概要

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった変更認定申請書の写しを添付する。

様式第十八の七（第11条の４第５項関係）

認定事業適応計画の変更の不認定通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで申請のあった認定事業適応計画の変更については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
法第21条の22第４項各号に掲げる事項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十八の八（第11条の４第６項関係）

変更後の認定事業適応計画の内容の公表

１．変更認定をした日付
２．変更後の認定事業適応事業者の名称
３．変更後の認定事業適応計画の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
認定事業適応事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十八の九（第11条の５関係）

認定事業適応計画の変更指示の通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで認定をした事業適応計画については、産業競争力強化法第21条の23第３項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第十八の十（第11条の６第１項関係）

認定事業適応計画の認定取消通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで認定をした事業適応計画については、産業競争力強化法第21条の23第２項（又は第３項）の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．認定の取消しの根拠となる規定を通知の相手方に示すこと。
２．認定の取消しの理由を具体的に記載する。

様式第十八の十一（第11条の６第２項関係）

認定事業適応計画の認定取消しの公表

１．認定取消しをした日付
２．認定を取り消された事業適応事業者の名称
３．認定取消しの理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．認定取消しの理由を具体的に記載する。
２．事業適応事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十八の十二（第11条の８関係）

指定金融機関指定申請書

年　月　日

財 務 大 臣　　殿
経済産業大臣　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名

指定金融機関の指定を受けたいので、産業競争力強化法第21条の26第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１．商号又は名称及び住所
２．役員の役職名及び氏名
３．行おうとする事業適応促進業務の種類
４．事業適応促進業務を行おうとする営業所又は事務所の名称及び所在地
５．事業適応促進業務を開始しようとする年月日

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十八の十三（第11条の11関係）

指定金融機関商号等変更届出書

年　月　日

財 務 大 臣　　殿
経済産業大臣　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名

（１）指定金融機関の商号又は名称
（２）指定金融機関の住所
（３）事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地
を変更するので、産業競争力強化法第21条の27第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１．変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

２．変更の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十八の十四（第11条の12関係）

指定金融機関業務規程変更認可申請書

年　月　日

財 務 大 臣　　殿
経済産業大臣　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名

事業適応促進業務に関する規程の変更について認可を受けたいので、産業競争力強化法第21条の28第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容
２．変更予定年月日
３．変更の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十八の十五（第11条の15関係）

事業適応促進業務休廃止届出書

年　月　日

財 務 大 臣　　殿
経済産業大臣　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名

事業適応促進業務の一部（全部）を休止（廃止）するので、産業競争力強化法第21条の32第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１．休止（廃止）しようとする事業適応促進業務の範囲
２．休止（廃止）しようとする年月日
３．休止しようとする場合にあっては、その期間
４．休止（廃止）の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十八の十七（第11条の19第１項関係）

情報技術事業適応に係る確認申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名

産業競争力強化法第21条の35第１項の確認を受けたいので、申請します。

記

１．情報技術事業適応の目標

２．情報技術事業適応の内容
（１）情報技術事業適応の具体的内容

（２）連携するデータの類型

（３）産業競争力の強化に著しく資するものへの該当性

（４）売上高に占める投資額の割合（％）

３．情報処理の促進に関する法律第31条の規定に基づく認定に関する事項

４．その他

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

３．第11条の19第２項の規定による求めに係る書類を添付すること。

（記載要領）

１．情報技術事業適応の目標

生産性の向上又は需要の開拓に特に資することを示す数値目標（法第21条の35第１項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（以下「情報技術事業適応特例基準」という。）第１号に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

２．情報技術事業適応の内容

（１）情報技術事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、事業の全部又は一部の変更の内容及びその効果を示す指標（情報技術事業適応特例基準第２号に規定する情報技術事業適応の内容及びその効果を示す指標を用いる。）を記載する。

（２）連携するデータの類型を記載する。この際、情報技術事業適応において自己が有するデータと連携するデータの別を次に掲げるデータから選択する。（複数選択可）

① 親会社等（申請者の親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）、子会社（同条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）及び当該申請者以外の当該親会社の子会社をいう。以下同じ。）以外の他の会社（個人の場合はその個人以外の他の者）の有するデータ

② 親会社等の有するデータ（漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるものに限る。）

③ 個人の有するデータ

④ 申請者がセンサー等を利用して新たに取得するデータ

（３）産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準（令和３年経済産業省告示第165号）に該当するものか否か記載する。

（４）売上高に占める投資額の割合として、申請者の直近３事業年度の国内売上高の額（申請者が連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第５号に規定する連結会社をいう。以下同じ。）である場合は、その連結国内売上高の額）の平均値又はこれに準じた値に占める情報技術事業適応に伴う設備投資等の金額（この申請書と併せて提出する様式第18別表２－１の表中「税制対象」の欄に「○」が付された設備等の投資合計金額をいう。以下同じ。）（申請者が連結会社である場合は、自己の設備投資等の金額に同一の連結の範囲に含まれる他の認定事業適応事業者の設備投資等の金額を加えて得た額）の割合及びその計算式を記載する。この際、小数点第３位を四捨五入した上で、百分率（％）で表記する。

３．情報処理の促進に関する法律第31条の規定に基づく認定に関する事項

情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 31 条（同法第 32 条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく経済産業大臣の認定を受けているか否か、及び当該認定を受けた年月日を記載する。

４．その他

（１）過去に法第 21 条の 35 第１項の確認を受けたことがない旨を記載する。認定通算親法人又は認定通算子法人（それぞれ情報技術事業適応特例基準に規定する「認定通算親法人」又は「認定通算子法人」をいう。）の場合は、認定通算親法人又は認定通算子法人（以下「認定通算親法人等」という。）及び当該認定通算親法人等との間に通算完全支配関係がある他の認定通算親法人又は認定通算子法人が当該確認を受けたことがない旨を記載する。

（２）別表により、期待する税制措置の内容について記載する。

別表（期待する税制措置の内容）

特別償却	税額控除（３％）	税額控除（５％）
特別償却見込み額・税額控除見込み額		千円

（注）特別償却又は税額控除（３％・５％）のいずれか期待する措置に「○」を付すこと。

様式第十八の十八（第11条の19第３項関係）

情報技術事業適応に係る確認書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで申請のあった情報技術事業適応に係る確認について、産業競争力強化法第21条の35第１項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合するものであることを確認しました。

記

１．確認をした年月日
２．申請者の名称及び代表者の氏名
３．申請者の住所
４．認定事業適応計画の概要

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった確認申請書及び別紙の写しを添付する。

（記載要領）
「認定事業適応計画の概要」では、様式第18の17と併せて提出された様式第18又は様式第18の５に係る事業適応計画の法第21条の35第１項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準への適合性を明らかにすること。また、産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであると認めるときは、その旨を表示すること。

様式第十九を次のように改める。

様式第十九（第12条関係）

事業再編計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第23条第１項の規定に基づき、事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．事業再編の目標
２．事業再編の内容
３．事業再編の実施時期
４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
５．事業再編に伴う労務に関する事項
６．その他

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．事業再編の目標
（１）事業再編に係る事業の目標（事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
（２）生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第１号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。
２．事業再編の内容
（１）事業再編に係る事業の内容を記載する。
①　計画の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。
②　事業の構造の変更と分野又は方式の変更とに分けて事業再編の具体的内容を要約的に記載する。
③　②の記載中において、次の説明を記載する。
イ　当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
ロ　当該事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。
ハ　内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
ニ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
（２）事業再編を行う場所の住所を記載する。
（３）関係事業者又は外国関係法人が行う措置を含む場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が法第２条第15項の関係事業者若しくは法第28条第１項の特定関係事業者又は法第２条第16項の外国関係法人であることの説明を記載する。
（４）別表１により、事業再編を実施するための措置の内容については、事業の構造の変更及び分野又は方式の変更ごとに法第２条第17項各号に掲げる事業活動に照らして記載する。
（５）別表２により、事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得

等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。

（６）別表３により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

３．事業再編の実施時期

（１）事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

（２）別表４により、毎事業年度の実施予定を記載する。

４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（１）必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

（２）必要な資金の額及び調達方法は、別表５により記載する。

５．事業再編に伴う労務に関する事項

（１）事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下（５）まで同じ。）

（２）事業再編の終了時期の従業員数

（３）事業再編に充てる予定の従業員数

（４）（３）中、新規採用される従業員数

（５）事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

６．その他

（１）令第12条第１号又は第２号に該当するものは、次の事項を記載する。

①　事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第12条第１号又は第２号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高

②　申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

（２）令第12条第１号に該当する場合にあっては、（１）の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号）様式第４号、様式第５号又は様式第８号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。

（３）令第12条第２号に該当する場合にあっては、（１）の記載事項は、別表６により記載する。

（４）法第28条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を別表７により記載する。

（５）法第29条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表８により記載する。

（６）法第30条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容を別表９により記載する。

（７）法第31条の特例措置（会社法第465条第１項の規定の適用についての特例措置を除く。）の適用を受ける場合にあっては、特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を別表10により記載する。

（８）産業競争力強化法施行規則第12条第３項に規定する関係事業者等の事業の成長発展が見込まれる場合にあっては、要件の内容を別表11により記載する。

別表１

事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第２条第17項第１号の要件			
	イ　合併		
	ロ　会社の分割		
	ハ　株式交換		
	ニ　株式移転		
	ホ　株式交付		
	ヘ　事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）		
	ト　出資の受入れ		
	チ　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
	リ　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
	ヌ　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		
	ル　外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）		
	ヲ　会社又は外国法人の設立又は清算		
	ワ　有限責任事業組合に対する出資		
	カ　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		
法第２条第17項第２号の要件			
	イ　新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化		
	ロ　商品の新たな生産の方式の導入		

	又は設備の能率の向上による商品の生産の効率化		
	ハ　商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入による商品の販売又は役務の提供の効率化		
	ニ　新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入による商品の生産に係る費用低減		

（注）

１．事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。

２．実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。

（１）合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。

（２）会社の分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

（３）株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。

（４）株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。

（５）株式交付については、株式交付をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交付比率及び株式交付期日を記載する。株式交付親会社となる会社及び株式交付子会社となる会社を明らかにすること。

（６）事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。当該事業又は資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

（７）事業又は資産の譲渡については、譲り渡す事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。当該事業又は資産の譲渡が財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

（８）出資の受入れについては、当該出資受入れ前の資本金の額、受入れ額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入れ期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。

（９）他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。

（10）関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。

（11）外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）については、取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式等の総数及び取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該外国法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。

（12）外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の譲渡（当該株式等を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）については、当該外国関係法人における株式等の保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該外国関係法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式等の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式等を現物配当する場合には、その旨を記載する。

（13）会社又は外国法人の設立については、設立する会社又は外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出資額を記載する。）並びに設立期日を記載する。会社の設立の場合につき、当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。

（14）会社又は外国法人の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。

（15）有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第74号）第８条第１項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。

（16）保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、簿価及び除却費用並びに撤去又は廃棄期日をそれぞれ記載する。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合は、その旨を記載する。

別表２

事業再編に伴う設備投資の内容

（単位：百万円）

	設備投資所要資金額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

別表３

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

（土地）　（単位：㎡）

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

（家屋）　（単位：㎡）

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				

3				

（注）譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表４

事業再編の実施時期

年　度	実　施　内　容
年度	
年度	
年度	

別表５

事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

調達先／費用	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所 要 額					

（注）

１．「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。

２．社債又は資金の借入れについて法第34条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

３．産業競争力強化法施行規則第12条第４項に規定する事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表６

１．事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

（単位：百万円）

	甲	乙
事業再編関連措置を行う事業者の名称		
国内売上高合計額	（　年　月期現在）	（　年　月期現在）
国内売上高合計額の算出の根拠		

２．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

（注）

１．事業再編関連措置を行う事業者が３者以上の場合は、１．中「乙」に続けて、３者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。

２．国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。

３．国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第２項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業再編関連措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。

４．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編関連措置に係る商品又は役務に関する事業再編関連措置を行う事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編関連措置に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

別表７

事業再編に伴う二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容

①　（二以上の事業者が共同して事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合のみ記載） 当該二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容	
②　（法第28条第１項各号若しくは第２項各号に掲げる行為又は同条第５項の株式等売渡請求（以下別表７において「事業譲渡等」という。）について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合のみ記載） 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容	

（注）①には、二以上の事業者が共同して事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合に、当該二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容を具体的に記載する。

②には、事業譲渡等について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、当該状況の内容及び事業譲渡等に係る条

件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を具体的に記載する。

別表８

事業再編に伴う法第29条第１項に規定する株式の併合の内容

①　資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容	
②　一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容	

（注）①には、資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容について、併合比率及び予定の年月日を含め要約的に記載する。

②には、一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容について記載することにより、株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が、当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回ることがないことを明らかにすること。

別表９

事業再編に伴う法第30条第１項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容

①　（公開買付け（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の２第６項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下別表９において同じ。）の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限	
②　（公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限	
③　①又は②の数の議決権を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合	
④　法第30条第１項の規定により発行することが見込まれる株式又は処分することが見込まれる自己株式の数	
⑤　法第30条第１項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数	

（注）

１．①には、公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合に、金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。

２．②には、公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合に、特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限を記載すること。

３．公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付す旨を③に記載すること。

４．公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、議決権保有割合が100分の40以上となるように講ずる措置の内容を③に記載すること。

５．⑤は、特定株式等取得に際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

別表10

事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程

①　特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程	
②　事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難でない理由	

（注）①には、金融商品取引所の名称及び上場予定日その他の特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。また、特定剰余金配当に係る会社法第454条第１項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合にあってはその旨、当該場合以外の場合にあってはその旨及びその理由も記載する。

別表11

関係事業者等の事業の成長発展の見込みの内容

①　主要な事業における事業活動が新事業活動であること		
②　①の事業が主要な事業であること		
③　①の事業の今後の取組の方向性		
④	（１）　関係事業者等から当該関係事業者等の特定役員に対して、新株予約権が付与され、又は付与される見込みであること	

	（２）　関係事業者等の主要な事業を開始した日から法第23条第１項の認定の申請の日までの期間が10年を超えないこと	
	（３）　関係事業者等の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者が確認したこと	

（注）

１．①には、主要な事業における事業活動の具体的な内容並びに開始した時期及びその背景を記載するとともに、何と比較して、どの程度、どのような新規性があるかを具体的に記載する。

２．②には、対象事業に属する収入金額若しくは損益の状況、従業員の数又は固定資産の状況等を総合的に勘案して、定量的に記載する。

３．③には、事業再編実施後の取組の方向性及び成長発展の見込みを具体的に記載する。

４．産業競争力強化法施行規則第12条第３項に規定するいずれかの書類の添付に加え、④（１）から（３）までのいずれかの欄に、次の事項を記載する。

（１）には、新株予約権を付与する関係事業者等の特定役員の氏名を記載する。

（２）には、関係事業者等の主要な事業を開始した日から申請の日までの期間を年をもって記載する。

（３）には、確認した金融商品取引業者の名称を記載する。

様式第二十八から様式第三十六までを次のように改める。

様式第二十八（第17条関係）

特別事業再編計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第24条の２第１項の規定に基づき、特別事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．特別事業再編の目標
２．特別事業再編の内容
３．特別事業再編の実施時期
４．他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績
５．特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
６．特別事業再編に伴う労務に関する事項
７．その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．特別事業再編の目標

（１）特別事業再編に係る事業の目標（特別事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。

（２）生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第１号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

２．特別事業再編の内容

（１）特別事業再編に係る事業の内容を記載する。

①　計画の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。

②　事業の構造の変更と分野又は方式の変更とに分けて特別事業再編の具体的内容を要約的に記載する。

③　②の記載中において、次の説明を記載する。

イ　当該特別事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

ロ　当該特別事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。

ハ　内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ニ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

（２）特別事業再編を行う場所の住所を記載する。

（３）特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者、関係事業者又は外国関係法人が行う措置を含む場合には、その名称及び当該他の事業者又は当該関係事業者、当該外国関係法人が法第24条の２第４項の特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者、法第２条第

15項の関係事業者若しくは法第28条第１項の特定関係事業者又は法第２条第16項の外国関係法人であることの説明を記載する。

（４）別表１により、特別事業再編のために行う措置の内容については、事業の構造の変更及び分野又は方式の変更ごとに法第２条第17項第２号に掲げる事業活動の要件及び同条第18項各号に掲げる特別事業再編のために行う措置に照らして記載する。

（５）別表２により、特別事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。

（６）別表３により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

３．特別事業再編の実施時期

（１）特別事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

（２）別表４により、毎事業年度の実施予定を記載する。

４．他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績

別表５により、申請の日前５年以内における他の事業者（関係事業者及び外国関係法人を除く。）の経営の支配又は経営資源の取得の実績を記載する。

５．特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（１）必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

（２）必要な資金の額及び調達方法は、別表６により記載する。

６．特別事業再編に伴う労務に関する事項

（１）特別事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者、特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下（５）まで同じ。）

（２）特別事業再編の終了時期の従業員数

（３）特別事業再編に充てる予定の従業員数

（４）（３）中、新規採用される従業員数

（５）特別事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

（６）雇用者給与等支給額（租税特別措置法第10条の５の４第５項第８号又は第42条の12の５第５項第９号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）の改善を示す数値目標

（７）雇用者給与等支給額を改善する旨を特別事業再編計画の期間内において従業員に表明する旨

７．その他

（１）令第12条第１号又は第２号に該当するものは、次の事項を記載する。

①　事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第12条第１号又は第２号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高

②　申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

（２）令第12条第１号に該当する場合にあっては、（１）の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号）様式第４号、様式第５号又は様式第８号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。

（３）令第12条第２号に該当する場合にあっては、（１）の記載事項は、別表７により記載する。

（４）法第28条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を別表８により記載する。

（５）法第29条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表９により記載する。

（６）法第30条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容を別表10により記載する。

（７）法第31条の特例措置（会社法第465条第１項の規定の適用についての特例措置を除く。）の適用を受ける場合にあっては、特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を別表11により記載する。

別表１

特別事業再編のために行う措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する措置
法第２条第17項第２号の要件		
イ　新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化		
ロ　商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による商品の生産の効率化		
ハ　商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入による商品の販売又は役務の提供の効率化		
ニ　新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入による商品の生産に係る費用低減		

法第２条第18項の要件	実施する措置の内容及びその実施する時期	措置の相手方となる他の事業者の関係	期待する措置
一　吸収合併			
二　吸収分割			
三　株式交換			
四　株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）			

	五　事業又は資産の譲受け			
	六　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）			

（注）

１．特別事業再編計画に従って実施する特別事業再編のために行う措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。

２．実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。

（１）吸収合併については、吸収合併する会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに合併比率及び合併期日を記載する。

（２）吸収分割については、吸収分割する会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに吸収分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

（３）株式交換については、株式交換をする会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。

（４）株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、株式交付に際して譲り受ける株式に係る会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに株式交付比率及び株式交付期日を記載する。株式交付親会社となる会社及び株式交付子会社となる会社を明らかにすること。

（５）事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産に係る事業者の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。

（６）他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）を記載する。

３．措置の相手方となる他の事業者との関係については、当該措置を行う前における当該他の事業者の株式保有比率及び当該他の事業者の役員のうち申請事業者の派遣役員が占める割合を記載する。

４．期待する措置について、租税特別措置法第80条第２項の特例措置の適用を受ける場合にあっては、申請事業者が中小企業者又は中堅企業者であって、登録免許税法の施行地に本店又は主たる事務所（個人にあっては、住所又は居所）を有する法第２条第18項に規定する中小企業者又は中堅企業者である場合に限られる。

５．法第２条第18項各号に掲げる措置については、特別事業再編計画に従って行う他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の対価として交付する金銭その他の財産の価額が1億円以上であることを「実施する措置の内容及びその実施する時期」の欄に記載する。

別表２

特別事業再編に伴う設備投資の内容

（単位：百万円）

	設備投資所要資金額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

別表３

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

（土地）　（単位：㎡）

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

（家屋）　（単位：㎡）

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				
3				

（注）譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表４

特別事業再編の実施時期

年度	実施内容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

別表５

申請の日前５年以内における他の事業者（関係事業者及び外国関係法人を除く。）の経営の支配又は経営資源の取得の実績等

法第２条第18項の要件	措置の内容及び実施時期	措置の相手方となった他の事業者との関係	対価として交付した金銭その他の財産の価額（対価の額が1億円以上のものに限る。）	措置の相手方となった他の事業者の特別事業再編計画への関与
一　吸収合併				
二　吸収分割				
三　株式交換				
四　株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）				
五　事業又は資産の譲受け				
六　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）				

（注）

１．実施した措置の内容については、次の事項を記載する。

（１）吸収合併については、吸収合併した会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。

（２）吸収分割については、吸収分割した会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。

（３）株式交換については、株式交換をした会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。

（４）株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、株式交付に際して譲り受ける株式に係る会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。

（５）事業又は資産の譲受けについては、譲り受けた事業又は資産に係る事業者の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名並びに譲り受けた事業又は資産の内容を記載する。

（６）他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、取得した株式又は持分に係る会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに取得した株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）を記載する。

２．措置の相手方となった他の事業者との関係については、当該措置を行う前における当該他の事業者の株式保有比率及び当該他の事業者の役員のうち申請事業者の派遣役員が占める割合を記載するとともに、当該他の事業者が外国法人でないことを記載する。

３．措置の相手方となった他の事業者の特別事業再編計画への関与については、当該他の事業者が、当該特別事業再編計画による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を目指す事業部門に含まれている場合には、〇印を記載する。

４．対価として交付した金銭その他の財産の価額については、1億円以上であることを記載する。

別表６

特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

調達先／費用	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額					

（注）

１．「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。

２．出資について法第33条の規定に基づく中小企業投資育成株式会社による出資を受ける期待がある場合には、その旨を「備考」に記載する。

３．社債又は資金の借入れについて法第34条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

４．産業競争力強化法施行規則第17条第４項に規定する特別事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表７

１．事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

（単位：百万円）

	甲	乙
事業再編関連措置を行う事業者の名称		
国内売上高合計額	（　年　月期現在）	（　年　月期現在）
国内売上高合計額の算出の根拠		

２．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

（注）

１．事業再編関連措置を行う事業者が３者以上の場合は、１．中「乙」に続けて、３者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。

２．国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。

３．国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第２項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（特別事業再編関連措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。

４．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編関連措置に係る商品又は役務に関する事業再編関連措置を行う事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編関連措置に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

別表８

特別事業再編に伴う二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容

①　（二以上の事業者が共同して特別事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合のみ記載） 当該二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容	
②　（法第28条第１項各号若しくは第２項各号に掲げる行為又は同条第５項の株式等売渡請求（以下別表８において「事業譲渡等」という。）について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合のみ記載） 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容	

（注）①には、二以上の事業者が共同して特別事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合に、当該二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容を具体的に記載する。

②には、事業譲渡等について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、当該状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を具体的に記載する。

別表９

特別事業再編に伴う法第29条第１項に規定する株式の併合の内容

①　資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容	
②　一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容	

（注）①には、資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容について、併合比率及び予定の年月日を含め要約的に記載する。

②には、一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容について記載することにより、株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が、当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回ることがないことを明らかにすること。

別表10

特別事業再編に伴う法第30条第１項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容

①　（公開買付け（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の２第６項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下別表10において同じ。）の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限	
②　（公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限	
③　①又は②の数の議決権を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合	
④　法第30条第１項の規定により発行することが見込まれる株式又は処分することが見込まれる自己株式の数	
⑤　法第30条第１項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数	

（注）

１．①には、公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合に、金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。

２．②には、公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合に、特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限を記載すること。

３．公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付す旨を③に記載すること。

４．公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、議決権保有割合が100分の40以上となるように講ずる措置の内容を③に記載すること。

５．⑤は、特定株式等取得に際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

別表11

特別事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程

①　特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程	
②　事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難でない理由	

（注）①には、金融商品取引所の名称及び上場予定日その他の特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。また、特定剰余金配当に係る会社法第454条第１項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合にあってはその旨、当該場合以外の場合にあってはその旨及びその理由も記載する。

様式第二十九（第18条第２項関係）

特別事業再編計画の不認定通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで認定申請のあった特別事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
法第24条の２第６項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三十（第18条第３項関係）

認定特別事業再編計画の内容の公表

１．認定をした年月日
２．認定特別事業再編事業者名
３．特別事業再編の目標
４．特別事業再編の内容
５．特別事業再編の実施時期
６．特別事業再編に伴う労務に関する事項
７．その他

（記載要領）
（１）認定特別事業再編事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
（２）当該認定特別事業再編計画の内容に公表することが適当でない事項が含まれている場合には、当該事項に代えて、公表しない旨及びその理由を記載することができる。

様式第三十一（第19条第２項関係）

認定特別事業再編計画の変更認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

　　年　　月　　日付けで認定を受けた特別事業再編計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第24条の３第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１．変更事項
２．変更事項の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第三十二（第19条第６項関係）

認定特別事業再編計画の変更不認定通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

　　年　　月　　日付けで変更認定申請のあった特別事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
法第24条の３第５項において準用する法第24条の２第６項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三十三（第19条第７項関係）

変更後の認定特別事業再編計画の内容の公表

１．変更認定をした年月日
２．変更後の認定特別事業再編事業者名
３．変更事項
４．変更事項の内容

（記載要領）
（１）認定特別事業再編事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
（２）当該認定特別事業再編計画の内容に公表することが適当でない事項が含まれている場合には、当該事項に代えて、公表しない旨及びその理由を記載することができる。

様式第三十四（第20条関係）

認定特別事業再編計画の変更指示の通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで認定をした特別事業再編計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
法第24条の３第５項において準用する法第24条の２第６項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第三十五（第21条第１項関係）

認定特別事業再編計画の認定取消通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで認定をした特別事業再編計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
法第24条の３第２項及び第３項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第三十六（第21条第２項関係）

認定特別事業再編計画の認定取消しの公表

１．認定取消しの年月日
２．認定を取り消された事業者名
３．認定取消しの理由

（記載要領）
（１）法第24条の３第２項及び第３項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
（２）事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
（３）当該認定特別事業再編計画の内容に公表することが適当でない事項が含まれている場合には、当該事項に代えて、公表しない旨及びその理由を記載することができる。

様式第三十六の次に次の四様式を加える。

様式第三十六の二（第21条の２関係）

産業競争力強化法施行規則第21条の２第１項の規定に係る報告書

年　月　日

主務大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を行ったことを、産業競争力強化法施行規則第21条の２第１項の規定に基づき報告します。

記

１．特別事業再編のための措置の実施内容
２．他の事業者の経営資源が必要な機能その他の要素を備えていないことにより損害が生ずるおそれがあるかどうかについて、法務、財務、税務その他の観点から行う調査の実施内容
３．表明保証保険契約（他の会社の株式又は持分の取得に基因し、又は関連して生ずる損害を塡補する保険に係る契約）の締結（有□／無□）
（当該契約を締結している場合）
４．支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）は５億円以下である（□）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
（１）特別事業再編のための措置の実施内容については、当該他の事業者の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名並びに特別事業再編のための措置の概要、実施時期及び対価として交付した金銭その他の財産の額を記載する。
（２）他の事業者の経営資源が必要な機能その他の要素を備えていないことにより損害が生ずるおそれがあるかどうかについて、法務、財務、税務その他の観点から行う調査の実施内容については、当該調査の内容について記載し、調査の内容を補足する書類を添付する。
（３）表明保証保険契約の締結については、締結の有無について記載し、締結をしている場合には、支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）を証する書類を添付する。

様式第三十六の三（第21条の２関係）

産業競争力強化法施行規則第21条の２第２項の規定に係る確認書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで提出のあった産業競争力強化法施行規則第21条の２第１項の規定に基づく報告について、報告に係る措置が、認定特別事業再編計画に従って実施されたことを確認しました。

記

１．確認をした年月日
２．認定特別事業再編事業者の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名
３．特別事業再編計画の認定を受けた日
４．特別事業再編のための措置の実施内容
（１）当該他の事業者の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名
（２）実施時期
（３）対価として交付した金銭その他の財産の額
５．その他
（１）表明保証保険契約の締結の有無
（当該契約を締結している場合）
（２）支払限度額　　円

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．提出のあった確認申請書及び別紙の写しを添付する。

様式第三十六の四（第21条の３第２項関係）

産業競争力強化法施行規則第21条の３第２項の規定に係る確認申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法施行規則第21条の３第１項の確認を受けたいので、申請します。

記

１．確認を求める他の事業者の名称等
２．当該他の事業者の株式若しくは持分の保有状況
３．当該他の事業者の株式又は持分の取得の対価として交付した金銭その他の財産の額
４．当該他の事業者の特別事業再編計画への関与（有□／無□）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
（１）確認を求める他の事業者の名称等については、当該他の事業者の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名並びに他の事業者の類型（認定特別事業再編に従って実施される特別事業再編のために行う措置として取得した他の事業者若しくは法第24条の２第１項の認定の申請の日前５年以内に法第２条第18項第３号、第４号又は第６号に掲げる措置により取得した他の事業者又はその両方）を記載する。
（２）株式又は持分の保有状況については、当該株式又は持分の取得の年月日及び当該取得以後、保有を継続している年月日を記載する。
（３）当該他の事業者の特別事業再編計画への関与については、当該他の事業者が、当該特別事業再編計画による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を目指す事業部門に含まれている場合には、有の欄に✓印を記載する。

様式第三十六の五（第21条の３第４項関係）

産業競争力強化法施行規則第21条の３第４項の規定に係る確認書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで申請のあった産業競争力強化法施行規則第21条の３第１項の規定に基づく確認について、申請に係る他の事業者の株式又は持分を引き続き有していることについて、確認しました。

記

１．確認をした年月日
２．申請者の名称及び代表者の氏名
３．申請者の住所
４．特別事業再編計画の認定を受けた日
５．申請に係る他の事業者の株式又は持分の保有状況
（１）当該他の事業者の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名
（２）当該株式又は持分の取得の年月日
（３）当該取得の対価として交付した金銭その他の財産の額
（４）当該取得以後、保有を継続している年月日

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．提出のあった確認申請書及び別紙の写しを添付する。

様式第四十の次に次の二様式を加える。

様式第四十の二（第41条の２第１項関係）

産業競争力強化法第46条の２の規定に係る確認申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法第46条の２の確認を受けたいので申請します。

記

１．特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名
２．申請者及び特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者の資本金又は出資の総額
３．申請者及び特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者の常時使用する従業員の数
４．申請者及び特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者が属する業種
５．下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第２条第４項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していることを公表しているウェブページのアドレス（申請者が中堅企業者である場合に限る。）

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請者が特定中堅企業者である場合、産業競争力強化法施行規則第31条の３第１項第４号から第６号までに定める要件に該当することを証する書類及び本申請の属する事業年度において、事業再編の実施に関する指針（以下様式第四十の二において「実施指針」という。）ホに規定する評価委員会から実施指針五イ（３）（ⅰ）から（ⅲ）までに掲げる観点から十分な経営能力を有していることの確認を受けたことを証する書類を添付する。

（記載要領）

（１）申請者の常時使用する従業員の数については、申請者単体の常時使用する従業員の数を記載する。ただし、申請者が連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第５号に規定する連結会社をいう。）である場合にあっては、申請者単体の常時使用する従業員のほか、同一の連結の範囲に含まれる他の会社の常時使用する従業員の数を当該他の会社ごとに記載する。
（２）申請者及び当該特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者が属する業種については、日本標準産業分類の中分類及び細分類を記載する。
（３）５．には、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト（https://www.biz-partnership.jp/）の登録企業リストに掲載されている申請者のパートナーシップ構築宣言のウェブページのアドレス【https://www.biz-partnership.jp/declaration/〇〇〇〇.pdf】を記載すること。

様式第四十の三（第41条の２第３項関係）

産業競争力強化法第46条の２の規定に係る確認書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで申請のあった産業競争力強化法第46条の２の規定に基づく確認について、産業競争力強化法第四十六条の二の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合するものであることを確認しました。

記

１．確認をした年月日
２．申請者の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名
３．特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．提出のあった確認申請書及び別紙の写しを添付する。

様式第四十一を次のように改める。

様式第四十一（第42条関係）

創業支援等事業計画の認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

市町村長　名

産業競争力強化法第127条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１．市町村が実施する創業支援等事業について別表１に、市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第２条第 32 項第１号に該当する事業に限る。）について別表２に、市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第２条第 32 項第２号に該当する事業に限る。）について別表３に記載する。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．創業支援等事業の目標

（１）創業支援等事業の目標について、別表１、別表２及び別表３により記載する。

（２）複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれの創業支援等事業について記載する。

２．創業支援等事業の内容及び実施方法

（１）創業支援等事業の内容及び実施方法について、別表１、別表２及び別表３により記載する。

（２）複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれの創業支援等事業について記載する。

３．計画期間

（１）計画期間について、別表１、別表２及び別表３により記載する。

（２）複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれの計画期間について記載する。

別表１

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
創業支援等事業の内容及び実施方法
（１）創業支援等事業の内容 （２）創業支援等事業の実施方法
計画期間

（注）

１．複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。

２．「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。

３．「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。

４．「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援等事業について記載する。

５．「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表２

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第２条第32項第１号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
（１）氏名又は名称 （２）住所 （３）代表者の氏名 （４）連絡先
創業支援等事業の目標
創業支援等事業の内容及び実施方法
（１）創業支援等事業の内容 （２）創業支援等事業の実施方法
計画期間

（注）

１．複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。

２．「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。

３．「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。

４．「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。

５．「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。

６．「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表３

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第２条第32項第２号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
（１）氏名又は名称 （２）住所 （３）代表者の氏名 （４）連絡先
創業支援等事業の目標
創業支援等事業の内容及び実施方法
（１）創業支援等事業の内容 （２）創業支援等事業の実施方法
計画期間

（注）

１．複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。

２．「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。

３．「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人を対象に実施し、どの程度の創業に関する普及啓発を行おうとするのかを具体的に記載する。

４．「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。

５．「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法及び効果的な創業支援等事業の実施に向けた効果検証の方法について記載する。

６．「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

様式第四十一の次に次の様式を加える。

様式四十一の二（第43条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

創業支援等事業計画に係る認定書

市町村長　名　　殿

主務大臣　名

年　　月　　日付けで申請のあった創業支援等事業計画については、産業競争力強化法第127条第４項の規定に基づき認定します。

様式第四十一一を次のように改める。

様式第四十三（第44条関係）

認定創業支援等事業計画の変更認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

市町村長　名

年　　月　　日付けで認定を受けた創業支援等事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第128条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１．変更事項
２．変更事項の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
記載事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第四十三の次に次の様式を加える。

様式第四十三の二（第44条関係）

文書番号
年　月　日

認定創業支援等事業計画に係る変更認定書

市町村長　名　　殿

主務大臣　名

年　月　日付けで申請のあった認定創業支援等事業計画については、産業競争力強化法第128条第５項において準用する第127条第４項の規定に基づき認定します。

様式第四十八の次に次の様式を加える。

様式第四十八の二（第48条第１項関係）

年度における認定特別事業再編計画の実施状況報告書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた特別事業再編計画の　　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．特別事業再編計画の目標の達成状況
２．実施した特別事業再編計画の内容及び適用を受けた措置の内容
３．特別事業再編計画に伴う労務に関する事項
４．表明保証保険契約（他の会社の株式又は持分の取得に基因し、又は関連して生ずる損害を補填する保険に係る契約）の締結（□有／□無）
（当該契約を締結している場合）
５．支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）は５億円以下である（□）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．特別事業再編計画の目標の達成状況
（１）特別事業再編に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
（２）生産性の向上を示す数値の達成状況（認定特別事業再編計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
（３）財務内容の健全性の向上を示す数値（認定特別事業再編計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
（４）需要の開拓を示す数値を記載する。
２．実施した特別事業再編計画の内容及び適用を受けた措置の内容については、次の別表により、認定特別事業再編事業者及び関係事業者又は外国関係法人が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。
（１）法第33条第１項の規定の適用を受けた投資事業有限責任組合から資金を調達した場合であって、様式第19の別表５（注）２．に記載した措置を実施したときは、その旨を記載する。
（２）社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
（３）指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。また、特別事業再編計画においては、設備投資額が指定金融機関からの融資額よりも金額が少ない場合にはその理由も併せて記載する。
（４）中小企業投資育成株式会社による出資等を受けた場合には、その旨を記載する。
（５）株式会社日本政策金融公庫から融資を受けた場合には、その金額を記載する。
３．特別事業再編計画に伴う労務に関する次の事項について、計画と実績を対比させて記載する。

（３）、（４）、（５）及び（６）については、最終年度の報告において計画期間全体の数値も報告する。また、特別事業再編計画の初年度の報告においては、計画の期間内において雇用者給与等支給額（租税特別措置法第10条の５の４第５項第８号又は第42条の12の５第５項第９号に規定する雇用者給与等支給額をいう。）を改善する旨を従業員に表明した旨を証する書面を添付する。

（１）特別事業再編計画の開始時期の従業員数

（２）当該事業年度末の従業員数

（３）当該事業年度中、特別事業再編計画に充てた従業員数

（４）（３）のうち、新規採用された従業員数

（５）特別事業再編計画に伴い当該事業年度中に出向し、又は解雇された従業員数

（６）雇用者給与等支給額の額及び前年度からの増加率

４．表明保証保険契約の締結

表明保証保険契約の締結については、締結の有無について記載し、締結をしている場合には、支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）を証する書類を添付する。

別表

実施した特別事業再編計画の内容及び適用を受けた措置の内容

区　分	計　画	実　績
実施内容等		

様式第四十九及び様式第五十を次のように改める。

様式第四十九（第48条第３項関係）

年度（第１四半期・第２四半期・第３四半期・第４四半期）における
認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の四半期実施状況報告書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の　　年度（第１四半期・第２四半期・第３四半期・第４四半期）の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．売上の推移

２．有利子負債残高の推移

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．及び２．については、総額、前年同期比及び認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画に関連する再建計画との比較について記載する。

様式第五十（第48条第５項関係）

年度における認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の適時実施状況報告書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた事業再編計画又は特別事業再編計画の実施に当たり、下記の事項が発生したため報告します。

記

発生した事項

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
産業競争力強化法施行規則第48条第５項各号に掲げる事項に照らして記載する。

様式第五十の二を次のように改める。

様式第五十の二（第48条第６項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表

１．認定の日付
２．認定事業適応事業者の名称
３．認定事業適応計画の実施期間
４．認定事業適応計画の実施状況

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．認定事業適応事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
２．認定事業適応計画の実施状況は、この公表の時までに実施された事業適応に係る事業の達成状況及び数値目標の達成状況（認定事業適応計画に記載したものを用いる。）を記載する。

様式第五十の三の次に次の様式を加える。

様式第五十の四（第48条第６項関係）

認定特別事業再編計画の実施状況の概要の公表

１．認定の日付
２．認定特別事業再編事業者の名称
３．認定特別事業再編計画の実施期間
４．特別事業再編に係る事業の達成状況等
５．特別事業再編に伴う労務に関する事項

（記載要領）

認定特別事業再編事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第五十一を次のように改める。

様式第五十一（第52条関係）

表

年　月　日発行第　　号（　年　月　日まで有効）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

刻印

（写真）

産業競争力強化法第145条第１項による立入検査証

（発　行　権　者）　　印

裏

産業競争力強化法抜粋

第百四十五条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第二十一条の六第一項、第二十一条の二十六第一項又は第三十七条第一項の規定による指定を受けた者（以下この項において「指定金融機関等」という。）から革新的技術研究成果活用事業活動支援業務、事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
２・３　（略）
４　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
５　第一項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第百五十六条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
一～三　（略）
四　第百四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

この命令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第六号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令

産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第十二中「第２条第19項第１号」を「第２条第26項第１号」に、「第２条第19項第２号」を「第２条第26項第２号」に改める。

附　則

この命令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第七号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十三第一項及び第四項（第二十一条の十四第五項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条の十四第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定新需要開拓事業活動計画の認定等に関する命令を次のように定める。

令和六年九月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

特定新需要開拓事業活動計画の認定等に関する命令

（用語の定義）

第一条　この命令において使用する用語は、産業競争力強化法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定新需要開拓事業活動計画の認定の申請）

第二条　法第二十一条の十三第一項の規定により特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者（次項並びに次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　申請者及び当該申請に係る特定新需要開拓事業活動計画における法第二条第十一項の大学等（以下「共同実施者」という。）の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者又は共同実施者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

二　申請者及び共同実施者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

三　当該申請に係る特定新需要開拓事業活動計画における研究開発に関する契約その他の取決めに係る書類の写し

四　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める書類

イ　申請者又は共同実施者が特定新需要開拓事業活動を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）を必要とする場合　当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類

ロ　申請者又は共同実施者が特定新需要開拓事業活動を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。）をしなければならない場合　当該届出をしたこと又はこれをすることができることを証する書類

五　申請者が特定新需要開拓事業活動を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

六　申請者及び共同実施者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下このイにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者

ロ　法若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次号において同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

七　申請者及び共同実施者の役員その他これに相当する者（以下この号において「役員等」という。）が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ　精神の機能の障害により役員等の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　暴力団員等

ホ　法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ヘ　認定特定新需要開拓事業活動実施者が法第二十一条の十四第二項又は第三項の規定によりその認定を取り消された時において当該認定特定新需要開拓事業活動実施者の役員等であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの

3　第一項の認定の申請に係る特定新需要開拓事業活動計画の実施期間は、五年とする。

（特定新需要開拓事業活動計画の認定）

第三条　主務大臣は、法第二十一条の十三第一項の規定により特定新需要開拓事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定新需要開拓事業活動計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第21条の13第１項の規定に基づき特定新需要開拓事業活動計画を認定する。」

2　主務大臣は、法第二十一条の十三第一項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二による書面を申請者に交付するものとする。

3　主務大臣は、法第二十一条の十三第一項の認定をしたときは、様式第三により、当該認定の日付、認定特定新需要開拓事業活動実施者及び共同実施者の名称、認定特定新需要開拓事業活動計画の内容並びに特定新需要開拓事業活動の開始時期及び終了時期を公表するものとする。

（認定特定新需要開拓事業活動計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四条　法第二十一条の十四第一項の規定により認定特定新需要開拓事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定特定新需要開拓事業活動実施者は、様式第四による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書の提出は、変更前の認定特定新需要開拓事業活動計画の写しを添付して行わなければならない。

３　第一項の変更の認定の申請に係る特定新需要開拓事業活動計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定特定新需要開拓事業活動計画に従って特定新需要開拓事業活動を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。

４　主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る特定新需要開拓事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十一条の十四第五項において準用する法第二十一条の十三第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定新需要開拓事業活動計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として当該認定特定新需要開拓事業活動実施者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第21条の14第１項の規定に基づき認定する。」

５　主務大臣は、法第二十一条の十四第一項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第五による書面を当該認定特定新需要開拓事業活動実施者に交付するものとする。

６　主務大臣は、法第二十一条の十四第一項の変更の認定をしたときは、様式第六により、当該認定の日付、認定特定新需要開拓事業活動実施者及び共同実施者の名称、認定特定新需要開拓事業活動計画の内容並びに特定新需要開拓事業活動の開始時期及び終了時期を公表するものとする。

７　認定特定新需要開拓事業活動計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十一条の十四第一項の変更の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定特定新需要開拓事業活動実施者は、速やかに、様式第七によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

（認定特定新需要開拓事業活動計画の変更の指示）

第五条　主務大臣は、法第二十一条の十四第三項の規定により認定特定新需要開拓事業活動計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による書面を、当該変更を指示する認定特定新需要開拓事業活動実施者に交付するものとする。

（認定特定新需要開拓事業活動計画の認定の取消し）

第六条　主務大臣は、法第二十一条の十四第二項又は第三項の規定により認定特定新需要開拓事業活動計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九による書面を、当該認定が取り消される認定特定新需要開拓事業活動実施者に交付するものとする。

２　主務大臣は、認定特定新需要開拓事業活動計画の認定を取り消したときは、様式第十により、当該取消しの日付、当該認定を取り消した者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第七条　認定特定新需要開拓事業活動実施者は、認定特定新需要開拓事業活動計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第十一により主務大臣に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

（経過措置）

２　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなして、第二条第二項第七号の規定を適用する。

様式第一（第２条第１項関係）

特定新需要開拓事業活動計画の認定申請書

年　　月　　日

●●大臣　殿
●●大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第 21 条の 13 第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者に関する事項
２．特定新需要開拓事業活動の内容、実施体制及び実施時期
３．特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（備考）

１．特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が複数いる場合は、連名で申請する。

２．申請者が特定新需要開拓事業活動を実施する法人を設立しようとする者である場合は、当該法人の発起人の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名を記載するものとする。

３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者に関する事項

申請者に関して、次に掲げる事項を記載する。

(1)　名称
(2)　所在地
(3)　代表者の氏名
(4)　連絡先（電話番号）

(5) 設立年月日（又は設立予定年月日）
(6) 資本金又は出資金
(7) 役職員の構成
(8) 組織図

２．特定新需要開拓事業活動の内容、実施体制及び実施時期

(1) 特定新需要開拓事業活動の内容について、次に掲げる事項を記載する。
①特定新需要開拓事業活動において実施する共同研究開発の内容
②特定新需要開拓事業活動により開拓を目指す新たな需要の分野
③特定新需要開拓事業活動により解決を目指す社会課題がある場合はその課題
④特定新需要開拓事業活動計画の実施の工程
⑤国際標準化に関する方針（法第21条の13第3項第3号に規定する事業分野に該当しない場合は除く。）

(2) 特定新需要開拓事業活動の実施体制について、次に掲げる事項を記載する。
①申請者の実施体制
イ　申請者の組織内における特定新需要開拓事業活動に取り組む体制の整備の状況（予定を含む。）
ロ　申請者における産業標準、国際標準及び知的財産権の活用による新たな需要の開拓に係る方針
②共同実施者（第2条第2項第1号に規定する共同実施者をいう。以下同じ。）の実施体制
イ　共同実施者の情報
（ⅰ）名称
（ⅱ）所在地
（ⅲ）代表者の氏名
（ⅳ）連絡先（電話番号）
（ⅴ）設立年月日
（ⅵ）資本金又は出資金
（ⅶ）役職員の構成
（ⅷ）組織図
ロ　特定新需要開拓事業活動への参画に係る共同実施者の体制の整備の状況（予定を含む。）

(3) 特定新需要開拓事業活動の実施時期について、年月日をもって、特定新需要開拓事業活動の開始時期及び終了時期を記載する。

３．特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその根拠並びに調達方法を記載する。

様式第二（第３条第２項関係）

特定新需要開拓事業活動計画の不認定通知書

年　　月　　日

殿

●●大臣　名
●●大臣　名

令和　　年　　月　　日付けで認定申請のあった特定新需要開拓事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三（第３条第３項関係）

特定新需要開拓事業活動計画の内容の公表

１．認定をした年月日
２．認定特定新需要開拓事業活動実施者、共同実施者の名称
３．認定特定新需要開拓事業活動計画に係る特定新需要開拓事業活動の内容
４．特定新需要開拓事業活動の開始時期及び終了時期

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

「３．認定特定新需要開拓事業活動計画に係る特定新需要開拓事業活動の内容」中、認定特定新需要開拓事業活動実施者の事業において公開すべきでない部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第四（第４条第１項関係）

認定特定新需要開拓事業活動計画の変更認定申請書

年　　月　　日

●●大臣　殿
●●大臣　殿

（認定特定新需要開拓事業活動実施者）
住　　所
名　　称
代表者の氏名

令和　　年　　月　　日付けで認定を受けた特定新需要開拓事業活動計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第 21 条の 14 第１項の規定に基づき変更の認定を申請します。

記

１．変更事項
２．変更事項の内容

（備考）
１．認定特定新需要開拓事業活動実施者が複数いる場合は、連名で申請すること。
２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第五（第４条第５項関係）

特定新需要開拓事業活動計画の変更不認定通知書

年　　月　　日

殿

●●大臣　名
●●大臣　名

令和　　年　　月　　日付けで変更認定申請のあった特定新需要開拓事業活動計画については、下記の理由により変更の認定をしないものとします。

記
不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第六（第４条第６項関係）

変更後の認定特定新需要開拓事業活動計画の内容の公表

１．変更認定をした年月日
２．変更後の認定特定新需要開拓事業活動実施者、共同実施者の名称
３．変更後の認定特定新需要開拓事業活動計画に係る特定新需要開拓事業活動の内容
４．変更後の特定新需要開拓事業活動の開始時期及び終了時期

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
「３．変更後の認定特定新需要開拓事業活動計画に係る特定新需要開拓事業活動の内容」中、認定特定新需要開拓事業活動実施者の事業において公開すべきでない部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第七（第４条第７項関係）

認定特定新需要開拓事業活動計画の軽微な変更の届出書

年　　月　　日

●●大臣　殿
●●大臣　殿

（認定特定新需要開拓事業活動実施者）
住　　所
名　　称
代表者の氏名

令和　　年　　月　　日付けで認定を受けた特定新需要開拓事業活動計画について下記のとおり軽微な変更をしたので、特定新需要開拓事業活動計画の認定等に関する命令第４条第７項の規定に基づき届け出ます。

記

１．変更事項
２．変更事項の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第八（第５条関係）

認定特定新需要開拓事業活動計画の変更指示の通知書

年　　月　　日

殿

●●大臣　名
●●大臣　名

令和　　年　　月　　日付けで認定した特定新需要開拓事業活動計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第九（第６条第１項関係）

認定特定新需要開拓事業活動計画の認定取消し通知書

年　　月　　日

殿

●●大臣　名
●●大臣　名

令和　　年　　月　　日付けで認定した特定新需要開拓事業活動計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

認定の取消しの理由を具体的に記載する。

様式第十（第６条第２項関係）

認定特定新需要開拓事業活動計画の認定取消しの公表

１．認定取消しの年月日
２．認定を取り消した者の名称
３．認定取消しの理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
認定取消しの理由
(1) 認定取消しの理由を具体的に記載する。
(2) 認定を取り消した者の事業において公開すべきでない部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十一（第７条関係）

令和　　年度における認定特定新需要開拓事業活動計画の実施状況報告書

年　　月　　日

●●大臣　殿
●●大臣　殿

（認定特定新需要開拓事業活動実施者）
住　　所
名　　称
代表者の氏名

令和　　年　　月　　日付けで認定を受けた特定新需要開拓事業活動計画の令和　　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．実施した特定新需要開拓事業活動の内容
２．その他

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
認定特定新需要開拓事業活動実施者が実施した特定新需要開拓事業活動の内容を記載する。ただし、当該内容を記載した書類が他にある場合にあっては、当該書類を添付することでこれに代えることができる。

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第八号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令

生産工程効率化等設備に関する命令（令和三年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　産業競争力強化法（以下「法」という。）第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備は、事業者の実施するエネルギー利用環境負荷低減事業適応（法第二十一条の二十第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応をいう。以下同じ。）に資する設備（機械若しくは装置、器具若しくは備品、建物附属設備若しくは構築物若しくはこれらを組み合わせたもの又は車両（列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。）をいい、広く一般に流通している照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限る。）を除く。以下同じ。）のうち、当該設備が導入される事業所における付加価値の創出に伴って生じる環境への負荷の程度を低減させるものであり、次項で定める方法により算出される指標（以下「炭素生産性」という。）を向上させるために必要不可欠な設備（発電の用に供する設備（当該設備と併せて設置される架台、蓄電装置、制御装置その他の当該設備に附属する装置を含む。以下「発電設備等」という。）であって、エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、当該発電設備等により発電されることが見込まれる電気の量のうちに販売を行うことが見込まれる電気の量の占める割合が二分の一を超えるものを除く。）であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる式により算出された数値が一〇一以上となるものとする。 一・二　（略） 2～5　（略）	1　産業競争力強化法（以下「法」という。）第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備は、事業者の実施するエネルギー利用環境負荷低減事業適応（法第二十一条の十三第二項第三号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応をいう。以下同じ。）に資する設備（機械若しくは装置、器具若しくは備品、建物附属設備若しくは構築物若しくはこれらを組み合わせたもの又は車両（列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。）をいい、広く一般に流通している照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限る。）を除く。以下同じ。）のうち、当該設備が導入される事業所における付加価値の創出に伴って生じる環境への負荷の程度を低減させるものであり、次項で定める方法により算出される指標（以下「炭素生産性」という。）を向上させるために必要不可欠な設備（発電の用に供する設備（当該設備と併せて設置される架台、蓄電装置、制御装置その他の当該設備に附属する装置を含む。以下「発電設備等」という。）であって、エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施時期のうち当該発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、当該発電設備等により発電されることが見込まれる電気の量のうちに販売を行うことが見込まれる電気の量の占める割合が二分の一を超えるものを除く。）であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる式により算出された数値が一〇一以上となるものとする。 一・二　（略） 2～5　（略）

附　則

この命令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

省令

○法務省・経済産業省令第二号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十九第一項及び第二項の規定に基づき、産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

法務大臣　小泉　龍司
経済産業大臣　齋藤　健

産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令

（経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る要件）

第一条　産業競争力強化法（以下「法」という。）第二十一条の十九第一項の経済産業省令・法務省令で定める要件は、株式会社（同項に規定する株式会社をいう。以下同じ。）について次のいずれにも該当するものであることとする。

一　当該株式会社について、次のいずれかに該当すること。

イ　当該株式会社の株主と当該株式会社との間又は当該株式会社の株主の間に、次に掲げる事項のいずれかに関する書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三号において同じ。）による合意（以下このイにおいて「上場等合意」という。）があること（上場等合意をしている株主の有する当該株式会社の議決権の合計が、当該株式会社の総株主の議決権の三分の二以上である場合に限る。）。

(1)　当該株式会社の発行する株式が金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）に上場されること。

(2)　当該株式会社が、次に掲げるいずれかとなること又は事業の全部若しくは一部の譲渡を行うこと。

(i)　吸収合併消滅株式会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項第二号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。）

(ii)　新設合併消滅株式会社（会社法第七百五十三条第一項第六号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。）

(iii)　吸収分割株式会社（会社法第七百五十八条第二号に規定する吸収分割株式会社をいう。）

(iv)　新設分割株式会社（会社法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割株式会社をいう。）

(v)　株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）

(vi)　株式移転完全子会社（会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）

(vii)　株式交付子会社（会社法第七百七十四の三第一項第一号に規定する株式交付子会社をいう。）

(3)　当該株式会社以外の者が、当該株式会社の株式を取得することにより、当該株式会社の総株主の議決権の過半数を有することとなること。

ロ　当該株式会社の発行する株式又は新株予約権（会社法第二条第二十一号に規定する新株予約権をいう。）が、投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）において営むことを約する事業において保有されていること。

ハ　会社法第百八条第一項第二号又は第六号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を現に発行していること。

二　法第二十一条の十九第一項の規定により読み替えて適用する会社法（以下「読替え後の会社法」という。）第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）が募集新株予約権（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の募集事項（同項に規定する募集事項をいう。）を定めた場合において、その募集新株予約権を割り当てようとするときは、次に掲げる者のいずれかに割り当てることとしていること。

イ　当該株式会社又はその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。ロにおいて同じ。）の会社役員（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第四号に規定する会社役員をいう。）

ロ　当該株式会社又はその子会社の使用人

ハ　当該株式会社に対して役務を提供する者（イ及びロに掲げる者を除く。）

三　当該株式会社の株主と当該株式会社との間又は当該株式会社の株主の間に、当該株式会社が募集新株予約権を発行する条件その他の当該株式会社が募集新株予約権を発行する場合の取扱いに関する書面又は電磁的記録による合意（以下この号において「新株予約権合意」という。）がある こと（新株予約権合意をしている株主の有する当該株式会社の議決権の合計が、当該株式会社の総株主の議決権の三分の二以上である場合に限る。）。

四　読替え後の会社法第二百三十九条第一項の決議による委任を行おうとするときは、同項に規定する株主総会において、取締役がその旨を説明することとしていること。

（経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る申請）

第二条　法第二十一条の十九第一項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けようとする株式会社（以下この条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を経済産業大臣及び法務大臣に提出して申請しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者の登記事項証明書又はその写し

二　前条第一号及び第三号に該当することを証する書類

3　経済産業大臣及び法務大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、前条に規定する要件に該当することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4　第一項の申請書並びに第二項及び前項の書類（以下この条において「申請書等」という。）を法務大臣に提出する場合には、経済産業大臣を経由して提出するものとする。この場合において、当該申請書等は、経済産業大臣が受理した日において法務大臣に提出されたものとみなす。

5　申請者は、申請書等の提出（前項の規定により経済産業大臣を経由してするものを含む。）に代えて、当該申請書等に記載されている事項及び記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該申請者は、当該申請書等を提出したものとみなす。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

6　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

7　経済産業大臣及び法務大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、速やかに前条の規定に照らしてその内容を審査し、法第二十一条の十九第一項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認をするときは、当該申請を受けた日から原則として一月以内に、様式第二による確認書を申請者に交付するものとする。

8　経済産業大臣及び法務大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

9　法務大臣は、第七項の確認書又は前項の通知書を申請者に交付する場合には、経済産業大臣を経由して交付することができる。

10　経済産業大臣及び法務大臣は、第七項の確認書又は第八項の通知書の交付（前項の規定により経済産業大臣を経由してするものを含む。）に代えて、あらかじめ、申請者からの書面又は電磁的方法による承諾を得て、当該確認書又は当該通知書に記載されている事項及び記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、経済産業大臣及び法務大臣は、当該確認書又は当該通知書を交付したものとみなす。

（株主総会の決議があった旨の通知の相手方）

第三条　法第二十一条の十九第二項に規定する経済産業省令・法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　株主となろうとする者

二　新株予約権者となろうとする者

（株主総会の決議があった旨の通知の時期）

第四条　法第二十一条の十九第二項の規定による通知は、読替え後の会社法第二百三十九条第一項の決議をした株式会社が前条各号に掲げる者を知った後速やかにしなければならない。

（株主総会の決議があった旨の通知に準ずる措置）

第五条　法第二十一条の十九第二項に規定する経済産業省令・法務省令で定める措置は、読替え後の会社法第二百三十九条第一項の決議があった旨の情報を、第二条第五項第二号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用する方法により、不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置とする。

附　則

この省令は、令和六年九月二日から施行する。

様式第一（第２条第１項関係）

募集新株予約権の機動的な発行に係る確認申請書

年　月　日

経済産業大臣　　名　　殿
法務大臣　　名　　殿

本店の所在地
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第21条の19第１項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．申請者
⑴　申請者の名称
⑵　申請者の代表者の氏名
⑶　申請者の本店の所在地
⑷　申請者の設立の日

２．申請の内容
⑴　申請者について、以下の事項に該当します。
□イ　申請者の株主と申請者との間又は申請者の株主の間に、次に掲げる事項のいずれかに関する書面又は電磁的記録（別添○）による合意があること。
□①　申請者の発行する株式が金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所をいい、これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）に上場されること。
・記載の抜粋【別添○の○○ページを参照】

□②　申請者が、産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令（以下「省令」という。）第１条第１号イ⑵(i)から(iii)までに掲げるいずれかとなること又は事業の全部若しくは一部の譲渡を行うこと。
・記載の抜粋【別添○の○○ページを参照】

□③　申請者以外の者が、申請者の株式を取得することにより、申請者の総株主の議決権の過半数を有することとなること。
・記載の抜粋【別添○の○○ページを参照】

※別添○で合意をしている株主は、それぞれ次のとおり申請者の議決権を有しています。

合意をしている株主の氏名又は名称	議決権の数	総株主の議決権の数【　】に対する割合（%）	参照箇所	
			契約書等	株主名簿等
			別添○の○○ページ	別添○の○○ページ
			別添○の○○ページ	別添○の○○ページ
			別添○の○○ページ	別添○の○○ページ
合計				

□ロ　申請者の発行する株式又は新株予約権が、投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において保有されていること。
・申請者の発行する株式又は新株予約権が、投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において保有されています。当該投資事業有限責任組合契約に係る投資事業有限責任組合の名称は、【投資事業有限責任組合の名称】です。
【別添○の○○ページを参照】

□ハ　会社法第108条第１項第２号又は第６号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を現に発行していること。
□・残余財産の分配（会社法第108条第１項第２号）
□・当該種類の株式について、申請者が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。（会社法第108条第１項第６号）
【別添○の○○ページを参照】

⑵　申請者について、以下の事項に該当する旨を表明します。
□　産業競争力強化法第21条の19第１項の規定により読み替えて適用する会社法（以下「読替え後の会社法」という。）第239条第１項の決議による委任に基づき、取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）が募集新株予約権の募集事項を定めた場合において、その募集新株予約権を割り当てようとするときは、省令第１条第２号イからハまでに掲げる者のいずれかに割り当てることとしていること。

⑶　申請者について、以下の事項に該当します。
□　申請者の株主と申請者との間又は申請者の株主の間に、申請者が募集新株予約権を発行する条件その他の申請者が募集新株予約権を発行する場合の取扱いに関する書面又は電磁的記録（別添○）による合意があること。
・記載の抜粋【別添○の○○ページを参照】

※別添○で合意をしている株主は、それぞれ次のとおり申請者の議決権を有しています。

合意をしている株主の氏名又は名称	議決権の数	総株主の議決権の数【　　】に対する割合（%）	参照箇所	
			契約書等	株主名簿等
			別添○の○○ページ	別添○の○○ページ
			別添○の○○ページ	別添○の○○ページ
			別添○の○○ページ	別添○の○○ページ
合計				

⑷　申請者について、以下の事項に該当する旨を表明します。

□　読替え後の会社法第239条第１項の決議による委任を行おうとするときは、同項に規定する株主総会において、取締役がその旨を説明することとしていること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

上記１．について、

「⑷　申請者の設立の日」については、登記事項証明書に記載されている会社成立の年月日を記載すること。

上記２．について、

⑴から⑷までの各項目について、以下のとおり記載すること。

・該当するチェックボックス（□）に以下のようにチェックを付すこと。

該当する場合　：☑　（チェックを付す）

該当しない場合：□　（チェックを付さない）

・「別添○」「別添○の○○ページを参照」とある箇所について、省令第２条の規定により提出する資料中、当該箇所に係る省令第１条の要件に該当することを示す資料名・当該資料の該当ページを明示すること。

⑴ロ中、【投資事業有限責任組合の名称】とある箇所について、申請者の株式又は新株予約権の保有に係る事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に係る投資事業有限責任組合の名称を記載すること。

⑴及び⑶中、「記載の抜粋【別添○の○○ページ】」とある箇所について、当該箇所に係る省令第１条の要件に該当することを示す資料中、チェックを付した合意に係る部分の記載又は記録の内容を抜粋して記載すること。

⑴及び⑶の表中、【　　】とある箇所について、申請者の総株主の議決権の数を記載すること。なお、申請者が有する自己の株式及び会社法第308条第１項に規定する法務省令で定める株主の株式については、議決権の数に算入しないこと。

⑴及び⑶の表中、「契約書等」の欄の「別添○の○○ページ」とある箇所について、「合意をしている株主の氏名又は名称」の欄の株主が当該合意をしていることを示す資料名・当該資料の該当ページを明示すること。また、「株主名簿等」の欄の「別添○の○○ページ」とある箇所について、当該株主が「議決権の数」の欄に記載の数の議決権を有することを示す資料名・当該資料の該当ページを明示すること。

様式第二（第２条第７項関係）

募集新株予約権の機動的な発行に係る確認書

番　　号
年　月　日

本店の所在地
名　　称
代表者の氏名　　殿

経済産業大臣　　名
法務大臣　　名

年　　月　　日付けの下記の申請に関して、産業競争力強化法第21条の19第１項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、確認をします。

記

１．申請者の名称
２．申請者の代表者の氏名
３．申請者の本店の所在地
４．申請者の設立の日

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第三（第２条第８項関係）

募集新株予約権の機動的な発行に係る確認をしない旨の通知書

番　号
年　月　日

本店の所在地
名　称
代表者の氏名　殿

経済産業大臣　名
法務大臣　名

年　月　日付けの下記１．の申請に関して、産業競争力強化法第21条の19第１項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについては、下記２．の理由により、確認をしないものとします。

記

１．申請
(1)　申請者の名称
(2)　申請者の代表者の氏名
(3)　申請者の本店の所在地
(4)　申請者の設立の日

２．確認をしない理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

○財務省・経済産業省令第二号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第二種信用基金の増減） **第十六条**　機構法第二十一条第一項の第二種信用基金は、毎事業年度、機構法第十五条第一項第七号、第九号、第十号、第十四号及び第十五号並びに附則第七条、附則第八条の三第一号及び第三号、附則第八条の五第一号及び第四号、附則第八条の七、附則第八条の九第一号から第三号まで並びに附則第八条の十の規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における運用収入の金額の全部又は一部を加えることにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、増加し、又は減少するものとする。 **附　則** （業務方法書の記載事項に関する経過措置） **第二条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の二各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。 一～五　［略］ 六　機構法附則第八条の十に掲げる業務	（第二種信用基金の増減） **第十六条**　機構法第二十一条第一項の第二種信用基金は、毎事業年度、機構法第十五条第一項第七号、第九号、第十号、第十四号及び第十五号並びに附則第七条、附則第八条の三第一号及び第三号、附則第八条の五第一号及び第四号、附則第八条の七並びに附則第八条の九第一号から第三号までの規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における運用収入の金額の全部又は一部を加えることにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、増加し、又は減少するものとする。 **附　則** （業務方法書の記載事項に関する経過措置） **第二条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の二各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。 一～五　［略］ ［新設］

（業務方法書の記載事項等の特例） **第三条**　前条各号に掲げる業務が行われる場合には、第一条から第八条まで、第九条から第十一条の二まで、第十四条及び第十七条中「産業基盤整備業務」とあるのは、「産業基盤整備業務並びに機構法附則第七条、第八条の三、第八条の五、第八条の七、第八条の九及び第八条の十に規定する業務」とする。 備考　表中の［　］は注記である。	（業務方法書の記載事項等の特例） **第三条**　前条各号に掲げる業務が行われる場合には、第一条から第八条まで、第九条から第十一条の二まで、第十四条及び第十七条中「産業基盤整備業務」とあるのは、「産業基盤整備業務並びに機構法附則第七条、第八条の三、第八条の五、第八条の七及び第八条の九に規定する業務」とする。

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○文部科学省経済産業省令第一号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和六年九月二日

文部科学大臣　盛山　正仁
経済産業大臣　齋藤　健

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省・経済産業省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定研究成果活用支援事業計画の認定） **第三条**　主務大臣は、法第十九条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。	（特定研究成果活用支援事業計画の認定） **第三条**　主務大臣は、法第十九条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第19条第１項の規定に基づき同法第２条第９項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施する者として認定する。」 ２・３　（略）	「産業競争力強化法第19条第１項の規定に基づき同法第２条第10項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施する者として認定する。」 ２・３　（略）

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○経済産業省令第五十五号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年九月二日　　経済産業大臣　齋藤　健

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　情報・研修館に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十一条第一号から第十号までに掲げる業務に関する事項 二～四　（略） 備考　表中の（　）は注記である。	（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　情報・研修館に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十一条第一号から第七号までに掲げる業務に関する事項 二～四　（略）

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構が行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　機構法第十五条第一号に規定する同号イからニまでに掲げる技術の開発に関する事項 二・三　［略］ 三の二　機構法第十五条第三号の二に規定する鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付に関する事項 四～八　［略］ 八の二　機構法第十五条第八号の二に規定する助言に関する事項 八の三　機構法第十五条第八号の三に規定する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助に関する事項 九～十九　［略］	（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構が行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　機構法第十五条第一号に規定する同号イからハまでに掲げる技術の開発に関する事項 二・三　［略］ ［新設］ 四～八　［略］ ［新設］ 八の二　機構法第十五条第八号の二に規定する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助に関する事項 九～十九　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正）

第三条　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第九条） 第二章　産業活動における新陳代謝の活性化 第一節　削除 第一節の二　外部経営資源活用促進投資事業の促進（第十四条の二―第十四条の十） 第一節の三　革新的技術研究成果活用事業活動の促進（第十四条の十一―第十四条の二十四）	目次 第一章　総則（第一条―第九条） 第二章　産業活動における新陳代謝の活性化 第一節　特定新事業開拓投資事業の促進（第十条―第十四条） 第一節の二　外部経営資源活用促進投資事業の促進（第十四条の二―第十四条の十） 第一節の三　革新的技術研究成果活用事業活動の促進（第十四条の十一―第十四条の二十四）
第一節の四　研究開発施設等の活用（第十四条の二十五） 第二節　事業再生の円滑化（第十五条―第五十六条） 第三章　株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等（第五十七条―第六十一条の二） 第四章　中小企業の活力の再生（第六十二条―第六十五条） 第五章　雑則（第六十六条―第六十九条） 附則	第一節の四　研究開発施設等の活用（第十四条の二十五） 第二節　事業再生の円滑化（第十五条―第五十六条） 第三章　株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等（第五十七条―第六十一条の二） 第四章　中小企業の活力の再生（第六十二条―第六十五条） 第五章　雑則（第六十六条―第六十九条） 附則
（新事業開拓事業者） **第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　（略） 二　既に事業を開始している者であって、次のイからニまでのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。） イ・ロ　（略） ハ　法第二条第二十七項に規定する特定事業活動に資する事業を行い、又は行おうとする会社 ニ　（略） 三　（略）	（新事業開拓事業者） **第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　（略） 二　既に事業を開始している者であって、次のイからニまでのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。） イ・ロ　（略） ハ　法第二条第二十五項に規定する特定事業活動に資する事業を行い、又は行おうとする会社 ニ　（略） 三　（略）
第三条及び第四条　削除	（特定新事業開拓投資事業の要件） **第三条**　法第二条第七項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。 一　新事業開拓事業者であって、特定新事業開拓中小企業者（その者の株式を投資事業有限責任組合が最初に取得する時において、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項各号に掲げる者に該当するものをいう。次号において同じ。）又は特定新事業開拓中堅事業者（その者の株式を投資事業有限責任組合が最初に取得する時において、当該その者の資本金の額が五億円未満のものをいう。）であるものの株式を取得及び保有する投資事業であること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二　投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する特定新事業開拓中小企業者の株式の取得価額の割合が百分の六十以上であること。

三　投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額の割合が百分の五十以上であること。

（特定新事業開拓投資事業）

第四条　法第二条第七項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員（当該無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該法人の役員又は使用人）が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されている会社に対して経営又は技術の指導を行う事業（当該会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を述べることを含むものに限る。）を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（外部経営資源活用促進投資事業）

第四条の二　法第二条第九項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合による外国法人（新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。）の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有（認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）によって、国外の経営資源を活用し、新たな付加価値を創出することを目指して事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（外部経営資源活用促進投資事業）

第四条の二　法第二条第八項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合による外国法人（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに設立されるものを含む。以下この条において同じ。）の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）若しくは指定有価証券（投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分若しくはこれらに類似するもの又は外国法人のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）の取得及び保有（認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）によって、国外の経営資源を活用し、新たな付加価値を創出することを目指して事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（革新的技術研究成果活用事業活動）

第四条の三　法第二条第十一項の経済産業省令で定める革新的技術研究成果活用事業活動は、新事業開拓事業者が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であって、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが必要なもののうち、その事業の成長発展を図るために多額の資金を必要とするものをいう。

（大学その他研究機関）

第四条の四　法第二条第十一項の経済産業省令で定める大学その他の研究機関は、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）、大学共同利用機関（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）であって研究開発に関する業務を行うもの、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）であって研究開発を目的とするもの（株式会社であるものを除く。）、一般社団法人及び一般財団法人であって研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関とする。

（革新的技術研究成果活用事業活動）

第四条の三　法第二条第十一項の経済産業省令で定める革新的技術研究成果活用事業活動は、新事業開拓事業者が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であって、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが必要なもののうち、その事業の成長発展を図るために多額の資金を必要とするものをいう。

（新設）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（生産性向上設備等の定義）

第五条　法第二条第十九項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

第七条　法第二条第三十一項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号若しくは第四号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2　（略）

（特定創業支援等事業）

第八条　法第二条第三十三項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　（略）

（経済産業省令で定める金額）

第九条　法第二条第三十五項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

第二章　産業活動における新陳代謝の活性化

第一節　削除

第十条から第十四条まで　削除

（生産性向上設備等の定義）

第五条　法第二条第十八項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

第七条　法第二条第二十九項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2　（略）

（特定創業支援等事業）

第八条　法第二条第三十一項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　（略）

（経済産業省令で定める金額）

第九条　法第二条第三十三項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

第二章　産業活動における新陳代謝の活性化

第一節　特定新事業開拓投資事業の促進

（特定新事業開拓投資事業計画の認定の申請）

第十条　法第十六条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けようとする投資事業有限責任組合は、様式第一による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し

二　当該投資事業有限責任組合の組合契約の登記をしたことを証する登記事項証明書

三　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

四　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が新たな事業の開拓を行う事業者に対する投資の実績並びに経営又は技術の指導に係る知識及び経験を有することを証する書類

五　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が特定新事業開拓投資事業を円滑かつ確実に実施する体制を有することを証する書類

六　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　当該投資事業有限責任組合が特定新事業開拓投資事業を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号において同じ。）を必要とする場合　当該許認可等があったことを証する書類

ロ　当該投資事業有限責任組合が特定新事業開拓投資事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。以下この号において同じ。）をしなければならない場合　当該届出をしたことを証する書類

七　当該投資事業有限責任組合の収益の目標を定める書類
八　当該投資事業有限責任組合の組合員から特定新事業開拓投資事業の実施に必要な資金が出資されたことを証する書類又は当該資金が出資されることを証する書類
九　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
イ　精神の機能の障害により無限責任組合員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ニ　法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ホ　暴力団員等
ヘ　認定特定新事業開拓投資事業組合が法第十八条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの
ト　法人でその役員のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者があるもの
チ　暴力団員等がその事業活動を支配する者
十　当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
イ　暴力団員等
ロ　法人でその役員のうちにイに該当する者があるもの
ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する者
ニ　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が個人である場合にあっては、当該個人と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人
ホ　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいい、その法人が自己の株式又は出資を有する場合のその法人を除く。以下この号において同じ。）のグループ（その法人の一の株主等並びに当該一の株主等と法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。）が、当該法人の発行済株式又は出資（その法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の二分の一を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合の当該株主等のグループに属する者
ヘ　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員、ニに掲げる個人及びホに掲げる者が他の法人を支配している場合（法人税法施行令第四条第三項各号に掲げる場合をいう。この場合において、同項各号中「他の会社」とあるのは、「他の法人」と読み替えるものとする。）における当該他の法人

ト　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するもの

十一　当該投資事業有限責任組合が当該認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度までに株式を取得した場合にあっては、次に掲げる書類

イ　最初に株式を取得した事業年度以降の各事業年度における当該投資事業有限責任組合の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下この号において「財務諸表等」という。）及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）

ロ　当該投資事業有限責任組合が取得した株式の発行会社が、その取得の時において第二条第一号から第三号までに掲げる会社のいずれにも該当することを証する書類

ハ　当該投資事業有限責任組合が保有する株式の発行会社が、第二条第四号及び第五号に掲げる会社のいずれにも該当することを証する書類

3　第一項の認定の申請に係る特定新事業開拓投資事業計画の実施期間は、特定新事業開拓投資事業の開始の日から当該特定新事業開拓投資事業の終了の日までの期間であって、十年を超えないものとする。

（特定新事業開拓投資事業計画の認定）

第十一条　経済産業大臣は、法第十六条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定新事業開拓投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「産業競争力強化法第16条第１項の規定に基づき同法第２条第７項に規定する特定新事業開拓投資事業を実施する投資事業有限責任組合として認定する。」

2　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二による書面を当該投資事業有限責任組合に交付するものとする。

3　経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三により、当該認定の日付、当該認定特定新事業開拓投資事業組合の名称及び当該認定特定新事業開拓投資事業計画の内容を公表するものとする。

（認定特定新事業開拓投資事業計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十二条　認定特定新事業開拓投資事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十七条第一項の変更の認定を要しないものとする。

2　法第十七条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定新事業開拓投資事業組合は、様式第四による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣に提出しなければならない。

3　前項の申請書及びその写しの提出は、認定特定新事業開拓投資事業計画の写しを添付して行わなければならない。

4　第二項の変更の認定の申請に係る特定新事業開拓投資事業計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定特定新事業開拓投資事業計画に従って特定新事業開拓投資事業を実施した期間を含めた当該特定新事業開拓投資事業の開始の日から当該特定新事業開拓投資事業の終了の日までの期間であって、十三年を超えないものとする。

5　第二項の変更の認定の申請に係る特定新事業開拓投資事業計画の実施期間は、一回に限り変更することができる。

6　経済産業大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十六条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定新事業開拓投資事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

「産業競争力強化法第17条第１項の規定に基づき認定する。」

7　経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第五による書面を当該認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

8　経済産業大臣は、第六項の変更の認定をしたときは、様式第六により、当該認定の日付、当該認定特定新事業開拓投資事業組合の名称及び当該認定特定新事業開拓投資事業計画の内容を公表するものとする。

（認定特定新事業開拓投資事業計画の変更の指示）

第十三条　経済産業大臣は、法第十七条第三項の規定により認定特定新事業開拓投資事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第七による書面を当該変更を指示する認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

（認定特定新事業開拓投資事業計画の認定の取消し）

第十四条　経済産業大臣は、法第十七条第二項又は第三項の規定により認定特定新事業開拓投資事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による書面を当該認定を取り消す認定特定新事業開拓投資事業組合に交付するものとする。

2　経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業計画の認定を取り消したときは、様式第九により、当該取消しの日付、当該認定を取り消した投資事業有限責任組合の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（外部経営資源活用促進投資事業計画の認定の申請）

第十四条の二　法第十六条第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を受けようとする者（投資事業有限責任組合を含む。次項並びに次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第九の二による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

一　申請者が投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）によって成立させようとする投資事業有限責任組合（以下単に「投資事業有限責任組合」とする。）の無限責任組合員になろうとする者である場合　次に掲げる書類

イ～ヘ　（略）

ト　投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者になろうとする者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

(1)・(2)　（略）

(3)　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

（外部経営資源活用促進投資事業計画の認定の申請）

第十四条の二　法第十七条の二第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を受けようとする者（投資事業有限責任組合を含む。次項並びに次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第九の二による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

一　申請者が投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）によって成立させようとする投資事業有限責任組合（以下単に「投資事業有限責任組合」とする。）の無限責任組合員になろうとする者である場合　次に掲げる書類

イ～ヘ　（略）

ト　投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者になろうとする者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

(1)・(2)　（略）

(3)　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(4)・(5)　（略）

(6)　認定外部経営資源活用促進投資事業者が法第十七条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において、当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が成立させた投資事業有限責任組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの

(7)・(8)　（略）

チ　（略）

二　（略）

３・４　（略）

（外部経営資源活用促進投資事業計画の認定）

第十四条の三　経済産業大臣は、法第十六条第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該外部経営資源活用促進投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第16条第１項の規定に基づき同法第２条第９項に規定する外部経営資源活用促進投資事業を実施する者として認定する。」

２・３　（略）

（認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十四条の四　認定外部経営資源活用促進投資事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十七条第一項の変更の認定を要しないものとする。

(4)・(5)　（略）

(6)　認定外部経営資源活用促進投資事業者が法第十七条の三第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において、当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が成立させた投資事業有限責任組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの

(7)・(8)　（略）

チ　（略）

二　（略）

３・４　（略）

（外部経営資源活用促進投資事業計画の認定）

第十四条の三　経済産業大臣は、法第十七条の二第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該外部経営資源活用促進投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第17条の２第１項の規定に基づき同法第２条第９項に規定する外部経営資源活用促進投資事業を実施する者として認定する。」

２・３　（略）

（認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十四条の四　認定外部経営資源活用促進投資事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十七条の三第一項の変更の認定を要しないものとする。

２　法第十七条第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の変更の認定を受けようとする認定外部経営資源活用促進投資事業者は、様式第九の五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

３～５　（略）

６　経済産業大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る外部経営資源活用促進投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十六条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該外部経営資源活用促進投資事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として当該認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第17条第１項の規定に基づき認定する。」

７・８　（略）

（認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更の指示）

第十四条の五　経済産業大臣は、法第十七条第三項の規定により認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の八による書面を当該変更を指示する認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

（認定外部経営資源活用促進投資事業計画の認定の取消し）

第十四条の六　経済産業大臣は、法第十七条第二項又は第三項の規定により認定外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の九による書面を当該認定が取り消される認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

２　（略）

２　法第十七条の三第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の変更の認定を受けようとする認定外部経営資源活用促進投資事業者は、様式第九の五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

３～５　（略）

６　経済産業大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る外部経営資源活用促進投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十七条の二第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該外部経営資源活用促進投資事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として当該認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第17条の３第１項の規定に基づき認定する。」

７・８　（略）

（認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更の指示）

第十四条の五　経済産業大臣は、法第十七条の三第三項の規定により認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の八による書面を当該変更を指示する認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

（認定外部経営資源活用促進投資事業計画の認定の取消し）

第十四条の六　経済産業大臣は、法第十七条の三第二項又は第三項の規定により認定外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の九による書面を当該認定が取り消される認定外部経営資源活用促進投資事業者に交付するものとする。

２　（略）

（確認申請書の提出）

第十四条の七　法第十七条の二第一項の規定により認定外部経営資源活用促進投資事業者による株式等の取得及び保有が、外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けようとする者（以下「確認申請者」という。）は、様式第九の十一及びその写し各一通を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定）

第十四条の十三　経済産業大臣は、法第二十一条の三第一項の規定により革新的技術研究成果活用事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第21条の３第１項の規定に基づき同法第２条第10項に規定する革新的技術研究成果活用事業活動を実施する者として認定する。」

２　（略）

（法第二十一条の十八に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等）

第十四条の二十五　法第二十一条の十八の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。

一～六　（略）

（創業関連保証に係る資金の要件）

第六十二条　法第百二十九条第一項の創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者の法第二条第三十項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

（確認申請書の提出）

第十四条の七　法第十七条の四第一項の規定により認定外部経営資源活用促進投資事業者による株式等の取得及び保有が、外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けようとする者（以下「確認申請者」という。）は、様式第九の十一及びその写し各一通を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定）

第十四条の十三　経済産業大臣は、法第二十一条の三第一項の規定により革新的技術研究成果活用事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第21条の３第１項の規定に基づき同法第２条第11項に規定する革新的技術研究成果活用事業活動を実施する者として認定する。」

２　（略）

（法第二十一条の十二に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等）

第十四条の二十五　法第二十一条の十二の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。

一～六　（略）

（創業関連保証に係る資金の要件）

第六十二条　法第百十五条第一項の経済産業省令で定める資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者の法第二条第二十八項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

第六十六条　削除

（実施状況の報告）

第六十六条　認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員は、認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第二十七により経済産業大臣に報告しなければならない。

２　前項の報告には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　認定特定新事業開拓投資事業組合の組合契約書の写し

二　認定特定新事業開拓投資事業組合の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下この号において「財務諸表等」という。）及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）

三　認定特定新事業開拓投資事業組合がその事業年度に取得した株式の発行会社が、その取得の時において第二条第一号から第三号までに掲げる会社のいずれにも該当することを証する書類

四　認定特定新事業開拓投資事業組合が保有する株式の発行会社が、第二条第四号及び第五号に掲げる会社のいずれにも該当することを証する書類

五　認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員が、第十条第二項第十号イからチのいずれにも該当しないことを証する書類

六　認定特定新事業開拓投資事業組合の有限責任組合員が、第十条第二項第十一号イからトのいずれにも該当しないことを証する書類

備考　表中の（　）は注記である。

様式第一から様式第九の二、様式第九の五、様式第九の十一から様式第九の十三まで、様式第十及び様式第二十七を次のように改める。

様式第一から様式第九まで　削除

様式第九の二（第１４条の２第１項関係）

外部経営資源活用促進投資事業計画の認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者）
住　所
名　称
氏　名

産業競争力強化法第１６条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合）に関する事項（別紙一のとおり）
２．外部経営資源活用促進投資事業の内容及び実施時期（別紙二のとおり）
３．外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法（別紙三のとおり）
４．投資事業有限責任組合の組合員及び投資担当者の欠格事項に関する事項（別紙四のとおり）

（備考）
１．外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあっては、名称は不要とする。
２．外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあっては、氏名には代表者の氏名を記載する。
３．外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。
４．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合）に関する事項については、別紙一に記載すること。
２．外部経営資源活用促進投資事業の内容及び実施時期については、別紙二に記載すること。
３．外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法については、別紙三に記載すること。
４．投資事業有限責任組合の組合員及び投資担当者の欠格事項に関する事項については、別紙四に記載すること。

別紙一（第１４条の２第２項第１号ハ及び同条同項第２号ホ関係）

投資事業有限責任組合の概要

１．無限責任組合員の概要

会　社　名	※個人の場合は氏名
所　在　地	※個人の場合は住所
電　話	
Ｆ　Ａ　Ｘ	
連絡部署・担当者	
設立年月日	※個人の場合は不要
資　本　金	※個人の場合は不要
役員数・従業員数	役員数　人（うち非常勤　人）、従業員数　人（うち非常勤　人） ※個人の場合は不要
代表者及び役員 ※常勤・非常勤をカッコ書で明記すること	※個人の場合は不要
主要株主及び持株比率 ※上位5名以上を明記すること	※個人の場合は不要
関連企業、グループ内での位置づけ、当該企業との取引状況、出向者の有無等	※個人の場合は不要
沿　革	※個人の場合は不要
事業内容	
会社の特色、投資事業における特色	

２．無限責任組合員の経営基盤（※法人のみ）

(1)　決算状況　　【単位：百万円】

	○/○期（実績）	○/○期（実績）	○/○期（実績）	○/○期（実績）
売上				
経常利益				
当期利益				
自己資本				
自己資本比率				

(2)　組織体制

(3)　経営者及び役員の履歴

３．投資担当者の投資事業等の実績

【投資担当者氏名　○○　○○】

(1)　これまでに担当した投資事業有限責任組合等の投資実績

	ファンド名	ファンド規模	ファンドの種類	ファンドにおける役割	経営又は技術の指導の実績	運用時期
投資担当者としての実績						～
						～
						～
						～
						～

(2)　これまでに、投資事業有限責任組合等以外で、海外事業者との連携・支援や、外部経営資源活用促進の実績等がある場合にはその内容

※投資担当者が複数名いる場合は、担当者ごとに記載

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２．「１．無限責任組合員の概要」について、無限責任組合員が個人である場合は、履歴書及び住民票の抄本等（日本に居住していない場合、又は、外国人の場合は、これに代わる書面を添付すること。）

（記載要領）

「投資事業有限責任組合の概要」には、外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合）に関する事項を記載すること。

様式第九の五（第１４条の４第２項関係）

認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（認定外部経営資源活用促進投資事業者）

住　所

名　称

氏　名

令和 年 月 日付けで認定を受けた外部経営資源活用促進投資事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第１７条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１．変更事項

２．変更事項の内容

（備考）

１．認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあっては、名称は不要とする。

２．認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあっては、氏名には代表者の氏名を記載する。

３．認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合（認定を受けた者が組合契約によって投資事業有限責任組合を成立させた場合にあっては、当該投資事業有限責任組合）にあっては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。

４．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

別紙二（第１４条の２第２項第１号ニ及び同条同項第２号へ関係）

外部経営資源活用促進投資事業の概要

１．外部経営資源活用促進投資事業該当性

本計画は、以下の全ての要件を満たしております。

□外国法人の発行する株式等の取得及び保有（認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）によって、国外の経営資源を活用し、新たな付加価値を創出することを目指して事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものであること。

□本計画に基づく投資事業を行うことで、投資を受けた国外の事業者と我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること。

□投資担当者が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと。

□本計画に基づく投資は、純投資目的に該当するもの（事業者の競争力の強化を図るための投資ではなく、専ら次のいずれかを目的とするような投資をいう。）ではありません。

① 株式等の短期的な売買による利益を受けること

② 専らデリバティブ取引（金融商品取引法第２条第２０項に規定するデリバティブ取引をいう。）を行っている投資先の事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること

③ 投資先の事業者に不動産を賃貸し、その投資先の事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その投資先の事業者から賃貸料を受けること

④ 投資先の事業者に動産をリースし、その投資先の事業者が更にその動産をリースしている場合であって、その投資先の事業者からリース料を受けること

２．外部経営資源活用促進投資事業の概要

(1) 実施内容の概要（簡潔に記載）

(2) 具体的事項

① 本組合の事業目的

② 投資先の事業者に対して実施する経営又は技術の指導の具体的な内容

③ 主な投資対象

④ 想定する投資先の内訳

	取得の価額の合計額 （想定）	割合 （想定）
外部経営資源活用促進投資事業の海外投資	（A）	（A／D）
外部経営資源活用促進投資事業以外の海外投資	（B）	（B／D）
国内投資	（C）	（C／D）
合計	（D）	100%

⑤ 投資形態・投資規模

⑥ 回収方法

３．ファンド組成計画（組成済みのファンドにあっては現状のファンド計画）

(1)　投資事業有限責任組合の存続期間（年月日で記載）

(2)　外部経営資源活用促進投資事業の実施期間（年月日で記載）

(3)　払込方法（一括払い/分割払いの別）

(4)　出資予定総額に対する募集・応募状況

(5)　予定される有限責任組合員

(6)　管理報酬

(7)　成功報酬

(8)　組合組成に関する法令上の問題の有無及びその内容

３．本組合の運営体制及び運営方法

(1)　運営体制・担当者について

(2)　投資担当者の変更手続き

(3)　発掘から投資決定に至るプロセス（発掘・調査・選定）

(4)　投資から出口までの支援プロセス（支援内容・方法、モニタリング等）

(5)　中立性の担保（利益相反の防止策）

(6)　管理体制

(7)　投資委員会又は投資検討会

(8)　外国法人の発行する株式等の取得及び保有の割合について、外部経営資源活用促進投資事業計画の実施期間が終了し、又はその計画が取り消された時、若しくは認定外部経営資源活用促進投資事業に従って行われることについて確認を受けた投資が取り消された時に、当該組合の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十未満となるための措置

４．上記以外の特記事項

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
□がある事項については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

別紙三（第１４条の２第２項第１号ホ及び同条同項第２号ト関係）

外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

１．投資事業有限責任組合の出資約束金額

年　　月　　日時点における○○○投資事業有限責任組合の出資約束金額は以下のとおり。

組合員区分	組合員名	出資約束金額		
			出資 履行金額	出資 未履行金額
無限責任組合員				
有限責任組合員				
有限責任組合員				
有限責任組合員				
有限責任組合員				
合計				

２．投資事業有限責任組合への出資金以外で、外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法（該当する場合に記載）

	資金使途	金額	借入期間	中小機構の債務保証を受ける見込み
調達先				
調達先				
調達先				

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．出資約束金額には、投資事業有限責任組合契約に基づき投資事業有限責任組合に出資することを約した金額を記載すること。
２．出資履行金額には、出資約束金額のうち出資の履行として投資事業有限責任組合に払い込んだ金額を記載すること。
３．出資未履行金額には、出資約束金額のうち払込みをしていない金額を記載すること。
４．中小機構の債務保証を受ける見込みがある場合は「２．投資事業有限責任組合への出資金以外で、外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」に、その旨記載すること。

別紙四（第１４条の２第２項第１号ト及びチ並びに同条同項第２号リ及びヌ関係）

投資事業有限責任組合の組合員及び投資担当者の欠格事項に関する誓約書

年　　月　　日

（外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者）
住　　所
名　　称
氏　　名

当社（私）は、○○○投資事業有限責任組合、その組合員及び投資担当者が、次に定める事項を満たすことを誓約します。

□１．投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者が次のいずれにも該当しないこと。

(1)　精神の機能の障害により無限責任組合員及び投資担当者の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(3)　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(4)　法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(5)　暴力団員等

(6)　認定外部経営資源活用促進投資事業者が法第十七条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において、次のいずれかに該当する者であった者であって、その取消しの日から五年を経過しない者

①　当該認定外部経営資源活用促進投資事業者

②　当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が法人である場合、その役員

③　当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が成立させた投資事業有限責任組合の、投資担当者

④　当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合、その無限責任組合員（無限責任組合員が法人である場合、その法人の役員）及び投資担当者

(7)　法人であって、その役員のうちに（6）①から④までのいずれかに該当する者がある者

(8)　暴力団員等がその事業活動を支配する者

□２．当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。

(1)　暴力団員等

(2)　法人であって、その役員のうちに（1）に該当する者がある者

(3)　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（備考）

１．外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあっては、名称は不要とする。

２．外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあっては、氏名には代表者の氏名を記載する。

３．外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。

４.用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

□がある事項については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

様式第九の十一（第１４条の７関係）

株式等の取得及び保有が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われること
の経済産業大臣の確認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（認定外部経営資源活用促進投資事業者）
住　所
名　称
氏　名

産業競争力強化法第１７条の２第１項の規定に基づき、株式等の取得及び保有について、認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることの確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

記

外部経営資源活用促進投資事業計画における個別の投資に関する情報（別紙のとおり）

（備考）

１．認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあっては、名称は不要とする。

２．認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあっては、氏名には代表者の氏名を記載する。

３．認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合（認定を受けた者が組合契約によって投資事業有限責任組合を成立させた場合にあっては、当該投資事業有限責任組合）にあっては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。

４．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙（第１４条の７関係）

外部経営資源活用促進投資事業計画における個別の投資に関する情報

１．個別投資の概要

（１）株式等の取得及び保有の対象となる外国法人の名称

（２）株式等の取得及び保有の概要（※確定前の場合は、可能な範囲で記載）
①株式の種類　［普通／［　］種優先］株式

②発行可能株式総数、発行済株式総数及び投資前後の出資割合
（ア）　発行可能株式総数
普通株式［　］株、［　］種類優先株式［　］株

（イ）　発行済株式総数
普通株式［　］株、［　］種類優先株式［　］株

（ウ）　投資前後の出資割合
投資前［　］％　投資後［　］％

③取得株式数［　］株（発行株式総数［　］株）

④発行価額［普通／［　］種優先］株式１株あたり［　］円

⑤払込金額の総額　［　］円

⑥払込期日　　年　月　日

（３）株式等の取得、保有の目的及び予定保有期間

（４）活用を予定する外国法人の経営資源

（５）投資先事業者へ提供を予定する経営又は技術の指導の内容

２．外部経営資源活用促進投資事業計画への該当性

当該個別の投資は、以下の全ての要件を満たしております。

□個別の投資の対象となる外国法人と我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること。

□認定外部経営資源活用促進投資事業者の投資担当者が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと。

□当該個別の投資は、純投資目的に該当するもの（事業者の競争力の強化を図るための投資ではなく、専ら次のいずれかを目的とするような投資をいう。）ではありません。

①株式等の短期的な売買による利益を受けること

②専らデリバティブ取引（金融商品取引法第２条第２０項に規定するデリバティブ取引をいう。）を行っている投資先の事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること

③投資先の事業者に不動産を賃貸し、その投資先の事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その投資先の事業者から賃貸料を受けること

④投資先の事業者に動産をリースし、その投資先の事業者が更にその動産をリースしている場合であって、その投資先の事業者からリース料を受けること

（記載要領）

１．□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

２．当該別紙については、投資先事業者ごとに作成すること。

様式第九の十二（第１４条の９関係）

株式等の取得及び保有が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることの変更確認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（認定外部経営資源活用促進投資事業者）
住　所
名　称
氏　名

産業競争力強化法第１７条の２第１項の規定に基づき、株式等の取得及び保有について、認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることの確認を受けた事項について、変更の確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

１．変更した箇所

２．変更した理由

３．添付書類
（当該変更に係る申請添付書類のみ添付）

（備考）

１．認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあっては、名称は不要とする。

２．認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあっては、氏名には代表者の氏名を記載する。

３．認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合（認定を受けた者が組合契約によって投資事業有限責任組合を成立させた場合にあっては、当該投資事業有限責任組合）にあっては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。

４．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第九の十三（第１４条の１０第２項関係）

株式等の取得及び保有が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることの確認取消し通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

令和 年 月 日付けで確認をした産業競争力強化法（以下「法」という。）第１７条の２第１項の規定に基づき、株式等の取得及び保有について、認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについては、下記の理由により確認を取り消します。

記

確認を取り消す理由

（備考）
用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第十(第15条関係)

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

認定申請書

産業競争力強化法第47条第1項の規定に基づき、同法第2条第21項の特定認証紛争解決事業者としての認定を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(別添書類)

1　手続実施者の事業再生についての実務経験を証する書類

2　手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第6条第5号の規定に基づき、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第18条の要件を満たすことを証する書面

3　認証紛争解決手続の実施の方法が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第20条から第29条までに規定する基準に適合することを証する書類

4　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の法務大臣の認証を受けたことを証する書面の写し

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

1．手続実施者の候補者一覧

手続実施者の氏名	職　名	職　歴	備　考
計　名			

注．手続実施者が第18条の要件を満たす場合は備考欄にその旨を記載すること。

2．手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条第5号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名

手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条第5号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名	職　　歴	

3．認証紛争解決手続の実施方法

注．第20条から第29条までに規定する基準に従って認証紛争解決手続を行うことを記載する。

様式第二十七　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。ただし、第三条中経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第四条の二の改正規定（「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）」を加える部分に限る。）は、法附則第一条第二号に基づいて政令で定める日から施行する。

（特定新事業開拓投資事業計画に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に認定を受けている特定新事業開拓投資事業計画に関する実施状況の報告については、なお従前の例による。

（経過措置）

第三条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなして、この省令による改正後の経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第十四条の二第二項第一号ト⑶の規定を適用する。

○経済産業省令第五十六号

投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）第一条の規定に基づき、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年九月二日

経済産業大臣　**齋藤　健**

投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則

（用語の定義）

第一条　この省令において使用する用語は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）及び投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（令第一条第一項第一号の経済産業省令で定めるもの）

第二条　令第一条第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて本邦法人等が当該者の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　本邦法人等により総株主若しくは総出資者の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を保有されている法人等又は本邦法人等により総株主若しくは総出資者の議決権の百分の二十以上、百分の四十未満を保有されており、かつ、本邦法人等により保有されている議決権の数が他のいずれか一の者により保有されている議決権の数以上である法人等であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ　本邦法人等により保有されている議決権と本邦法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより本邦法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び本邦法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者により保有されている議決権とを合わせて、当該法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ　本邦法人等の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者であって本邦法人等が当該法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ　本邦法人等と当該法人等との間に当該法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　当該法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について本邦法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条及び次条において同じ。）を行っていること（本邦法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ　その他本邦法人等が当該法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

二　本邦法人等により保有されている議決権と本邦法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより本邦法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び本邦法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者により保有されている議決権とを合わせて、法人等の議決権の過半数を占められている場合（本邦法人等により議決権を保有されていない場合を含む。）における当該法人等であって、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

第三条　令第一条第一項第二号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる者（子法人等を除く。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて本邦法人等が当該者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　本邦法人等又は子法人等により総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上を保有されている法人等

二　本邦法人等又は子法人等により総株主又は総出資者の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を保有されており、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ　本邦法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が当該法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該法人等の役員又はこれに準ずる役職に就任していること。

ロ　本邦法人等又は子法人等が当該法人等に対して重要な融資を行っていること。

ハ　本邦法人等又は子法人等が当該法人等に対して重要な技術を提供していること。

ニ　本邦法人等又は子法人等が当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ　その他本邦法人等又は子法人等が当該法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三　本邦法人等又は子法人等により保有されている議決権と本邦法人等又は子法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより本邦法人等又は子法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び本邦法人等又は子法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者により保有されている議決権とを合わせて、法人等の議決権の百分の二十以上を占められている場合（本邦法人等又は子法人等により議決権を保有されていない場合を含む。）における当該法人等であって、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

四　複数の独立した本邦法人等又は子法人等により、契約等に基づいて共同で支配される法人等

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○経済産業省令第五十七号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

経済産業大臣　齋藤　健

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部を改正する省令

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（平成二十四年経済産業省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（産業復興相談センターの要件）	（産業復興相談センターの要件）
第一条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項に規定する認定支援機関に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。	**第一条**　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項に規定する認定支援機関に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　東日本大震災により被害を受けた中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十三項に規定する中小企業者をいう。）、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人その他の事業者であって、被災県においてその事業の再生を図ろうとするもの（以下「被災事業者」という。）の事業の再生を支援する業務を行うものであること。	二　東日本大震災により被害を受けた中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十二項に規定する中小企業者をいう。）、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人その他の事業者であって、被災県においてその事業の再生を図ろうとするもの（以下「被災事業者」という。）の事業の再生を支援する業務を行うものであること。

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○経済産業省令第五十八号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表第三（第五条関係）

改正後		改正前	
法令名	規定	法令名	規定
（略）	（略）	（略）	（略）
投資事業有限責任組合契約に関する法律	第三条第三項及び第八条第一項	投資事業有限責任組合契約に関する法律	第三条第二項及び第八条第一項
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○経済産業省令第五十九号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和六年九月二日　　経済産業大臣　**齋藤　健**

エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令を廃止する省令

エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令（令和三年経済産業省令第六十七号）は、廃止する。

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○経済産業省令第六十号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日　　経済産業大臣　**齋藤　健**

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（大学連携推進室） **第二十三条**　イノベーション政策課に、大学連携推進室を置く。 2　大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に関する事務のうち同法第二条第九項に規定する特定研究成果活用支援事業に関すること。 3　（略）	（大学連携推進室） **第二十三条**　イノベーション政策課に、大学連携推進室を置く。 2　大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に関する事務のうち同法第二条第十項に規定する特定研究成果活用支援事業に関すること。 3　（略）

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。